

第13回

福岡県公民館大会

《資料》

■ とき 昭 40. 5. 23 ~ 24

■ ところ 筑後市市民会館

■ 主催 福岡県公民館連絡協議会
福岡県教育委員会
筑後市教育委員会
筑後地区市・郡公民館連絡協議会

学校でも
幼稚園でも
ご家庭でも
みんなで楽しめるヤマハエレクトーン



2 段 鍵 盤

ヤマハエレクトーンB-3

¥ 137,000 (ベースボックスつき)

¥ 3,000 (椅子)

表現の巾がぐんと広がった本格的2段鍵盤、買いやすい価格とヤマハエレクトーンB-3型は、ヤマハが技術の粋を集めて完成した音の決定版です

エレクトーンのご相談は



日 本 楽 芸 社
古 川 楽 芸 社
片 山 無 線

福岡市川端町2の7 TEL ③ 4 2 1 0
〃 川口町17 TEL ② 5 3 0 2
〃 薬院通り TEL ② 3 1 6 1

公民館の歌

(自由の朝)

快活に ♩=104

下総皖一作曲

一、へいわのはるにあたらしく
郷土を興すよろこびも
公民館のつどいから
とけあう心なごやかに
自由の朝をたたえよう

二、心の花のにおやかに
郷土にひらくゆかしさも
公民館のつどいから
希望を胸に美しい
文化の泉くみとろう

三、働くものの安らかに
郷土に生きるたのしさも
公民館のつどいから
まどいになごむひとときに
明日への力そだてよう

- 一、平和の春に あたらしく
郷土を興す よろこびも
公民館の つどいから
とけあう心 なごやかに
自由の朝を たたえよう
- 二、心の花の におやかに
郷土にひらく ゆかしさも
公民館の つどいから
希望を胸に 美しい
文化の泉 くみとろう
- 三、働くものの 安らかに
郷土に生きる たのしさも
公民館の つどいから
まどいになごむひとときに
明日への力 そだてよう

■ も く じ

みんなで歌おう	2
大会のしくみと日程	3
分科会の構成	5
福岡県公民館大会の目標・内容の推移	6
昭和40年度優良公民館職員表彰者名簿	9
昭和40年度優良公民館分館表彰名簿	11
記念講演	13
パネルディスカッション	14
福岡県公民館の現状	15
第1部門	18
第1分科会	19
第2分科会	26
第3分科会	30
第2部門	34
第4分科会	35
第5分科会	38
第6分科会	43
第3部門	47
第7分科会	48
第8分科会	49

***** 第 13 回 大 会 に 際 し て *****

都市も農村も、異常なほどのはげしきで揺れ動いています。

そしてその波紋は、なんらかの形で社会の構造的な変革を伴わずにはいない深刻さで、お互いの生活の上に押しひろがりつつあります。

美しい自然の中に平穏な暮らしが営まれていた静かな村に、突如として煙突が林立し、かつては美田が拡がっていたであろう場所には巨大な工場設備がそびえ立ち、異様な景色に変ってしまったところもまれではありません。

昭和30年を起点とする、日本経済の成長のいちじるしい高まりと、それを助長させ刺戟する「所得倍增政策」は技術革新の波に乗って、設備投資を驚くべきスピードで展開させてきましたし、それにともなって人口の激しい移動や、消費の増大は目をみはるものがあります。

しかし反面からみてこの経済の伸びによる社会変貌は、そのテンポがあまり早すぎたために、いろいろなところに歪みをとなうことになってきました。

このような変動する社会の現実こそくして、社会教育活動をどうおしすすめるか、そのメドをどこに求めるかになると、かならずしもほんとうに見当がついているとは言えないのではないのでしょうか。

青年や婦人達の集りは、めだってわるくなってきていますし、人々の考えはバラバラになり、それぞれ個人的利害を追って走りまわっている現状の中で、村づくり町づくりが如何に提唱されても、きれいごととしてはわかっていても、いざ実行という段になると、どうにもならないのが実際ではないのでしょうか。

現実基盤の進み方に抵抗して、古臭い精神訓話的なかけごえをかけていたのでは、いよいよ若い人や婦人達からもソッポを向かれてしまうのはあたりまえでしょう。

そうかと言って、ただ変貌に巻きこまれて流れに調子をあわせるだけでは、結局誰かの利益に奉仕する運動や組織づくりがなされるだけで、真にわれわれ自身のための村づくり、町づくり運動とは言えないのではないのでしょうか。

そうだとすれば、こうした日本の大きな変化は、私たち自身が自主的にこれを学びとり、受入れてゆき、さらに自分のものにしていかなければならない事態だと思われま

す。

公民館は、われわれの、この「社会的状況の変化」に対応する生活上の適応過程の中において、どのように機能すべきであろうか。

これを今大会の基調として行きたいと考えます。

そのためにこの大会では3部門を設けて、公民館の本質、部落町内公民館、地域住民の社会活動、学習活動の面から、皆さんとともにさらに突こんで追及して、公民館の将来の方向を見定めたいと思います。

福岡県の公民館は、20年前の発足当初から常に全国的にリーダーの役割を果してまいりましたが、他府県も近來とみに水準をあげてまいりました。

これはまことによるこぼしいことで、われわれはこの同志とともに手をつないで、いよいよ新しい時代に即する公民館の進展につくしたいと願っています。

昭和 40 年 5 月 23 日

福岡県公民館連絡協議会

会 長 守 田 道 隆

||||| みんなで歌おう |||||

母さんの歌

1. 母さんが夜なべをして
手ぶくろあんでくれた
木枯ふいちゃ冷たかろうて
せつせとあんだだよ
故郷の便りが届く
睡ろりの匂がした
2. 母さんが麻糸つむぐ
1日つむぐ
お父は土間で薬打ち仕事
お前も頑張れよ
故郷の冬はさみしい
せめてラジオ聞かせたい
3. 母さんのあかぎれ痛い
生みそをすり込む
根雪もとけりゃもうすぐ春だて
畠が待ってるよ
小川のせせらぎが聞える
懐しさがしみとおる

島原の子守唄

1. おどみゃ島原の
おどみゃ島原の梨の木育ちよ
なんのなしやら
なんのなしやら
色気なしばよしようかいな
早よねろ泣かんでオロロンばい
鬼の池の久助どんの
つれんこらるばい
2. 帰りゃ寄っちゃくれんか
帰りゃ寄っちゃくれんか
アバラ屋じゃけんど
麦めしゅ粟んめし
麦めしゅ粟んめし
黄金めしばよしようかいな
早よねろ泣かんでオロロンバイ
鬼の池の久助どんの
つれんこらるばい

おさななじみ

1. おさななじみの思い出は
青いレモンの味がする
閉じるまぶたのそのうらに
おさない姿の 君と僕
2. お手々つないで幼稚園
積木 ブランコ 紙芝居
胸に下った ハンカチの
君の名前が 読めたっけ
3. 小学校の運動会
君は1等 僕はびり
泣きたい気持で ゴールイン
そのまま家まで かけたっけ
4. ニキビの中に顔がある
毎朝鏡と にらめっこ
セーラー服がよく似合う
君が他人に 見えたっけ
5. 出すあてなしのラブレター
書いて何度も読みかえし
あなたのイニシャル何となく
書いて破いて すてたっけ
6. 学校出でから久しぶり
ぱったり逢ったら2人共
アベック同志のすれ違い
眠れなかった 夜だっけ
7. あくる日あなたに電話して
食事をしたいと言った時
急に感じた 胸さわぎ
心の霧が 晴れたっけ
8. その日のうちのプロポーズ
その日のうちの口づけは
おさななじみの幸福に
香るレモンの 味だっけ
9. あれから2年目僕たちは
若い陽気なパパとママ
それから4年目おさな子は
お手々つないで 幼稚園
10. おさななじみの思い出は
青いレモンの味がする
愛のしるしの いとし子は
遠い昔の 君と僕

もずが枯木で

1. もずが枯木で鳴いている
おいらはわらをたたいてる
綿びき車はおばあさん
コットン水車も廻ってる
2. みんな去年と同じだよ
けれども足んねえものがある
兄んさの薪の割音がねえ
バツサリ薪割る音がねえ
3. 兄んさは満州へいっただよ
鉄砲が涙で光っただよ
もずよ 寒いと鳴くがよい
兄んさはもっと寒いだろ

夜明けの唄

1. 夜明けの唄よ 私の心の
きのうの悲しみ 流しておくれ
夜明けの唄よ 私の心に
若い力を 満たしておくれ
2. 夜明けの唄よ 私の心の
あふれる思いを
わかっておくれ
夜明けの唄よ 私の心に
大きな望みを だかしておくれ
3. 夜明けの唄よ 私の心の
小さな幸せ 守っておくれ
夜明けの唄よ 私の心に
思い出させる ふるさとのこと

——〈大会のしくみと日程〉——

1. 大会テーマ

変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するため公民館はどのような役割を果たすべきか

2. 分科会研究の柱

第1部門 住民の社会教育活動を振興するため中央、地区公民館はどのような役割を果たすべきか

第1分科会 農山漁村の公民館

第2分科会 都市近郊の公民館

第3分科会 都市の公民館

第2部門 地域の民主化と社会開発のため町内部落公民館はどうしたらよいか

第4分科会 僻地、離島の町内部落公民館

第5分科会 農村及び都市近郊の町内部落公民館

第6分科会 都市の町内部落公民館

第3部門 地域住民の社会活動と学習活動を振興させるため公民館はどうしたらよいか

第7分科会 新生活運動、明るく正しい選挙運動等社会活動と公民館の関係

第8分科会 家庭教育、青少年成人教育等の学習活動をすすめるために

後
援

福岡県、福岡県市長会、福岡県町村長会、福岡県都市地教委連絡協議会、福岡県町村地教委連絡協議会、福岡県青少年問題協議会、福岡県新生活運動協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県公明選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県社会福祉協議会、福岡県農協中央会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協会、福岡県青年団協議会

3. 分科会報告

司会者 教育庁八女出張所所長 中村 義夫

4. パネルディスカッション

「地域住民の生活文化を高めるために公民館の果たすべき役割は何か」

登壇者	九州産業大学助教授	小林 文人
	田主丸町町会議員	田中 尚年
	三輪町青年団長	上田 耕作
	前筑後市筑後校区婦人会長	荻尾 比路
	八幡区築地会員	葉山 隆
	碓井町公民館主事	野見山 友司
司会者	福岡県社会教育主事	水摩 安正

5. 講演

「現代に生きる日本人のあり方」

講師 北九州大学学長 今中 次磨

6. 大会日程

第1日……………23日

9.00 ～ 10.30	受付、歌唱指導
10.30 ～ 11.00	開会式典
11.00 ～ 11.20	表彰式
11.20 ～ 11.30	一般報告
11.30 ～ 12.00	オリエンテーション
12.00 ～ 13.00	中食、分科会場へ移動
13.00 ～ 16.00	分科会

第2日……………24日

9.30 ～ 10.00	速報配付、歌唱指導
10.00 ～ 11.00	分科会報告
11.00 ～ 12.30	パネル討議
12.30 ～ 13.30	レクリエーション、中食
13.30 ～ 14.30	記念講演
14.30 ～ 14.40	大会宣言決議
14.40 ～ 15.00	閉会式典

分 科 会

部門	テ ー マ	会 場	司 会 者
第一部門 中央・地区公民館の役割	1 農山漁村の公民館	八 女 高 校 地 学 教 室	三潞町公民館長 木 下 福 二
	2 都市近郊の公民館	八 女 高 校 講 堂	教育庁福岡出張所 社会教育係長 後 藤 久
	3 都市の公民館	八 女 高 校 12 号 教 室	北九州市小倉区 社会教育課長 梅 谷 勝
第二部門 町内部落公民館の役割	4 僻地離島の町内部落公民館	八 女 高 校 13 号 教 室	教育庁八女出張所 教務課長 小 島 弘 二
	5 都市近郊と農村の町内部落公民館	筑 後 市 市 民 会 館	太刀洗町公民館主事 堀 内 侑
	6 都市の町内部落公民館	八 女 高 校 14 号 教 室	大牟田市公民館主事 松 永 文 夫
第三部門 社会活動、 公民館、 学習活	7 社会活動と公民館の関係	筑 後 市 公 民 館 講 座 室	添田町社会教育主事 竹 田 憲 太 郎
	8 学習活動をすすめるために	筑 後 市 公 民 館 大 広 間	福岡市社会教育主事 井 上 修 一

の 構 成

助 言 者	問 題 提 起 者	記 録 係	会 場 責 任 者
県農業改良課教育係長 田辺鶴弥 甘木市社会教育課長 坂井金次 県社会教育課視聴覚教育係長 赤司 勝	杷木町社会教育主事 井手 瀧次郎	小郡町公民館主事 藤 田 静 生 高 木 一 二 三	善導寺町公民館主事 久保山 茂 太
久留米大学商学部助教授 門田見昌明 教育厅福岡出張所所長 高宮清志 県社会教育課社会教育主事 大和正己	春日町社会教育主事 白 水 清 陽	吉井町公民館主事 尾 花 弘 義 浮羽町公民館主事 宮 崎 孝 義	大木町公民館主事 岡 崎 辰 雄
福岡市社会教育主事 吉村一馬 久留米市社会教育主事 吉瀬純一	北九州市八幡区 黒崎公民館長 小 野 隆 雄	柳川市社会教育課 山 下 明 夫 木 村 仁	久留米市公民館主事 内 山 敏 郎
前教育厅八女出張所所長 秋吉紋吾 県学校教育課指導主事 白石寿郎 県社会教育課主事 川崎隆夫	矢部村公民館主事 赤 石 春 雄	教育厅八女出張所 社会教育係長 坂田不二夫 上陽町公民館主事 小 川 敏 弘	黒木町社会教育主事 堤 浩 基
九州大学教育学部助教授 岩井竜也 八女市社会教育課長 平島忠太郎 県社会教育課青少年教育係長 入江 寛	三潞町公民館主事 西 田 修 一	瀬高町公民館主事 石 橋 良 彦 高田町公民館主事 坂 梨 時 義	教育厅山門出張所 社会教育係長 大 津 勇
九州産業大学助教授 小林文人 北九州市社会教育主事 伊藤成優	大牟田市社会教育主事 高 口 道 之	久留米市公民館主事 青 木 邦 夫 持 地 俊 勝	大牟田市公民館主事 塚 野 文 敏
教育厅京都出張所所長 加 来 春 治 県社会教育課社会教育主事 水 摩 安 正	北九州市戸畑区 浅生公民館長 三 好 一 男	大牟田市公民館主事 加治屋 隆 跡 部 寿 美	柳川市社会教育主事 池 上 正 則
県青少年問題協議会事務局次長 下 川 宏 大川市社会教育課長 木 下 正 美 県社会教育課社会教育主事 柴 田 広 吉	福岡市住吉公民館 社会教育主事補 日 野 時 彦	大川市社会教育課 古 賀 昇 吉 田 啓 二	大川市社会教育課 大 坪 勝 利

＜福岡県公民館大会の目標・内容の推移＞

(第6回～第12回)

回数	年 度	目 標	内 容	分科会の構成	備 考
6 (豊前大会)	32年 10月19日 (1日)	町村合併と地方財政再建過程における公民館の組織編成と分館活動の振興策を研究する。	1.分科会 2.表彰式 3.一船報告 4.分科会報告 5.全体討議 6.パネル討議「新生活運動の反省と今後の推進方策について」 7.大会宣言決議	1.分館育成上のあい路と打開策 2.分館活動を盛んにする方策 3.社会教育関係団体の支部活動と分館の関係 4.市町村における社会教育の総合的推進方策	町村合併の進行 新市町村建設計画の実施財政再建団体の増加
(八幡大会)	33年	全国都市公民館研究大会のため県大会を兼ねて行なう。			内容は都市に集中
7 (福岡大会)	34年 11月21・22日 (2日)	社会教育法施行10周年を記念して、公民館10年のあゆみをかえりみ、新しい時代に即応する公民館の在り方と振興方策を研究する。	1.開会式 2.講演「公民館10年の歩みと反省」鈴木健次郎氏 3.パネル討議「公民館10年のあゆみとこれからの公民館」 4.分科会 5.全体討議「これからの公民館はいかにあるべきか」 6.表彰式 7.大会宣言決議	1.公民館の整備育成について市町村及び教育委員会はどうか 2.本館と分館の教育的機能をどのように組織し運営したらよいか 3.公民館の運営審議会はどうか 4.都市における青年学級の経営 5.農村における青年学級の経営	社会教育法の一部改正(4月) 公民館設置基準の告示(12月)
8 (大川大会)	35年 10月3・4日 (2日)	公民館運営の科学化および技術化を促進し、地域社会の社会教育センターにふさわしいものとするため設置基準に則って、当面の諸問題を研究し新しい公民館の道標を樹立する。	1.開会式 2.表彰式 3.パネル討議「社会教育の実践を通して公民館に何を望むか」 4.分科会 5.分科会報告・全体討議 6.県議会各派に意見を聞く会「社会教育の振興方策をいかに考えるか」 7.シンポジウム「地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するには」 8.大会宣言決議	1.純農山漁村における社会教育と公民館 2.近郊農漁村における社会教育と公民館 3.都市における社会教育と公民館 4.公民館の設置及び運営に関する基準に対する具体的対策 5.公民館職員研修・身分待遇の改善方策	公民館設置基準の取扱い具体化
9 (直方大会)	36年 6月3・4日 (2日)	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即した総合的社会教育の推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在り方を研究する。	1.開会式 2.「福岡県公民館の現状と問題点」 3.研究発表3人 4.歌唱指導 6.記念講演「総合社会教育の推進と公民館の役割」田代元弥氏 6.分科会 7.実績発表 8.表彰式 9.分科会報告 10.全体討議 11.講師の話し合い 12.参加者感想発表 13.大会宣言決議	1.地域の振興と公民館運営 2.都市公民館における成人教育 3.町村公民館における成人教育 4.都市公民館における青年教育 5.町村公民館における青年教育	地域社会の姿はどうか次第に目立ってくる。 社会教育の総合的推進が提唱される。

回数	年 度	目 標	内 容	分科会の構成	備 考
10 (行橋大会)	37年 5月13・14日 (2日)	たのしく学びゆたかな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいかを研究する。	1.開会式 2.一般報告 3.スライド映写 ①公民館15年のあゆみと問題点 ②進みゆく視聴覚器材 4.8mm映画「公民館活動の実際」 5.シンポジウム「県議会各派に聞く」 6.分科会 7.表彰式 8.全体討議 9.記念講演「欧州の社会教育施設をみて」全公運樋上事務局長 10.参加者感想発表 11.大会宣言決議	1.第1部門全館活動 2.第2部門婦人団体学級 3.第3部門青年学級各部門をさらに ①都市 ②近郊 ③農漁山村に分科する。	農業基本法の制定と農業構造改善事業の推進、兼業農家の増加都市人口増大
11 (戸畑大会)	38年 5月25日 26日	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう。	1.開会式 2.対談と討議「新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に何が必要か」 3.分科会 4.表彰式 4.パネル討議、一分科会のまとめ 6.歌と郷土芸能発表 7.全体討議 8.記念講演「地域社会における生活文化の振興と公民館の役割」群馬大永杉喜輔 9.大会宣言決議	第1部門 公立公民館の経営を中心に 第1分科会 団地市街地に在住する人々 第2分科会 都市周辺及び近郊町村に在住する人々 第3分科会 産炭地市町村に在住する人々 第4分科会 農山漁村に在住する人々 第2部門 部落町内公民館を中心に 第4分科会 } 第1部門に同じ 第5分科会 } 第6分科会 } 第7分科会 } 第8分科会 }	炭坑の閉山が相次ぎ、産炭地振興の問題が抬頭農家人口減少、青少年の都市流出激化
12 (福岡大会)	39年 5月31日 6月1日	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか	1.分科会別開会式 2.分科会 3.大会式典 4.表彰式 5.分科会報告 6.パネル討議「公民館に期待する」 7.記念講演「地域社会の近代化と公民館の役割」 8.大会宣言の決議	第1部門 個人的要求に基く活動 第1分科会 農山漁村の公民館 第2分科会 都市近郊の公民館 第3分科会 市街地団地の公民館 第2部門 社会的必要に基く活動 第4分科会 政治経済 国土美化 第5分科会 公衆道徳 家庭教育 第6分科会 青少年教育 第3部門 町内部落公民館 第7分科会 農山漁村の町内部落公民館 第8分科会 都市近郊の町内部落公民館 第9分科会 市街地、団地の町内部落公民館	新産都市建設計画が打ち出され地域社会の開発計画が検討されだす。家庭教育の振興が叫ばれるようになる。

昭和40年度 優良公民館

番号	市郡名	被表彰者氏名	所属公民館名	役職名	就任期間
1	大牟田	小柳 晴	大牟田市早米来町2丁目公民館	館長	自27.4 至40.4
2	門司	岡 信市	小森江東公民館	館長	自29.11 至40.4
3	小倉	松井 昇	企救公民館	職員	自29.9 至40.4
4	若松	岡田 小藤	若松婦人公民館	館長	自32.7 至40.4
5	戸畑	山本 廉平	天籟寺公民館	館長	自27.4 至40.4
6	直方	伊藤 幸子	直方市知古第四公民分館	分館長	自38.4 至40.3
7	飯塚	阿曾 忠正	飯塚市幸袋公民館	運営審議委員	自30.4 至39.3
8	柳川	池上 清作	柳川市蒲池公民館	館長	自28.4 至40.4
9	山田	山戸 隆雄	山田市上山田公民館	主事	自29.3 至39.3
10	八女	木下 照蔵	八女市高塚町内公民館	館長	自39.4 至40.3
11	筑後	中村 シズエ	筑後市中央公民館	運営審議委員	自33.4 至40.3
12	大川	江頭 伊三郎	大川公民館向町分館	運営委員	自26.4 至38.4
13	行橋	野村 敏晴	行橋市中央公民館	館長	自29.4 至39.4
14	筑紫、早良	森 山 キミ	筑紫郡春日町公民館	運営審議委員	自32.4 至40.3
15	宗像	中野 新兵衛	宗像町公民館	分館長	自29.4 至40.3
16	鞍手	渋田 毅	宮田町公民館	運営審議会 副委員長	自27.4 至40.3
17	朝倉	林 進	朝倉町公民館	主事	自29.8 至40.3
18	糸島	山崎 信行	前原町公民館	主事	自30.1 至40.3
19	三井	田中 ハル	小郡町公民館	主運営審議委員	自25.4 至40.4
20	三潞	加藤 栄	筑邦町公民館	館長	自28.4 至40.4
21	八女	森山 虎雄	広川町公民館吉里分館	分館長	自31.4 至40.4
22	田川	西村 勇	大任町中央公民館	審議委員 社会教育	自38.4 至40.3

<第13回 福岡県公民館大会役員名簿>

名誉会長	福岡県教育委員会教育長	城 取	文 男
会長	福岡県公民館連絡協議会会長	守 田	道 隆
副会長	“ 副会長	久 原	忠 夫
“	筑後市教育委員会委員長	平 島	健 次郎
参 与	福岡県知事	鶴 崎	多 一
“	筑後市長	下 川	秀 樹
“	福岡県市長会会長	阿 部	源 蔵
“	福岡県町村長会会長	三 輪	修 平
参 与	福岡県都市教育委員会連絡協議会会長	石 橋	忠 次
“	福岡県町村教育委員会連絡協議会会長	田 中	義 夫
“	福岡県青少年問題協議会会長	鶴 崎	多 一
“	福岡県新生活運動協議会会長	鶴 崎	多 一
“	福岡県視聴覚教育協会会長	久 原	忠 夫

職 員 表 彰 者 名 簿

表 彰 理 由	
14年間役員として尽力、その間館建設、婦人学級、老人クラブの育成等に功労あり。	
初代館長として就任以来青少年の補導育成、各種講座の実施、地域懇談会の開催等に非常な成果を収めた。	
地域市民の社会教育活動の促進に貢献、特に成人教育面での功績は大きく小倉における成人教育のモデルをつくりあげる。	
婦人公民館の建設に努力し、館長就任以来、婦人教育、結婚改善面に他の公民館にない特殊な経営を行い功績を収めた	
地区社会教育運営委員として館建設に尽力し建設後は委員、館長として青年団体の育成、実態調査、広報活動に功績あり	
転入転出がはげしく社会教育不毛の地といわれる官舎街に分館建設を実現させた功績は大きく、その後の社会教育活動面でも著しい功績をたてた。	
公民館の建設、その後の運営に尽力し、特に公民館結婚、青少年の育成面に貢献した。	
多年部落公民館の育成に努力し、殆んどの部落に館舎の建築をみ、又青少年の育成、防犯活動に果たした功績は大きい。	
地域住民と一体となり町づくりに貢献、特に子ども会、青年学級、婦人学級の振興に功績あり	
地域の冠婚葬祭等の改善、産業振興に尽力し、公民館建設にあたり、功績あり、常に地域の指導者として町づくりに貢献。	
運営審議会委員として、よくその職責を果たし、中央公民館建設にあたっては世論の高揚に尽力、婦人教育面で功労あり。	
分館建設前に青年のよき理解者としてその育成にあたり、公民館建設を積極的に推進したその功績は大きい。	
校区公民館中央館長として労働運動、町づくり運動の展開に尽力、特に各種社会教育関係団体の結成育成につとめた。	
公民館設置以来その運営に献身的に貢献し、特に婦人学級の経営等婦人教育面に功績あり。	
本館地区館の建設、その後の設備の拡充につとめ、特に子ども会育成、新生活運動の推進につとめた。	
運営審議委員として積極的に努力し、特に地域分館の経営、青少年団体の育成面に貢献した。	
新生活運動面で大きな功績を収め、近代的な館舎の建設を実現させ、農村の生活合理化に尽力してきた。	
住民の意識の啓培につとめ、特に子ども会、青年団等青少年教育に示した業績は大きい。	
15年間主事として又退職後は運営審議委員として公民館活動に献身し、特に分館の整備、新生活運動推進面に功績あり。	
校区館の建設、設備の充実につとめ、社会体育、政治教育、文芸活動等各方面にわたって貢献した功績は大きい	
長年分館長として住民の生活文化の向上、健康の増進につとめ、分館の経営に努力してきた。	
館経営に積極的な貢献をすると共に町内各地の教育施設の建設設備の充実に物心両面にわたって貢献した。	

参 与	福岡県公明選挙推進協議会会長	根 津 菊 次 郎
"	福岡県貯蓄推進委員会会長	吉 田 雄 三
"	福岡県社会福祉協議会会長	原 田 平 五 郎
"	福岡県農協中央会会長	森 部 隆 輔
"	福岡県父母教師会連絡協議会会長	田 中 義 忠
"	福岡県郡市婦人会連絡協議会会長	内 野 梅 子
"	福岡県青年団体協議会会長	石 橋 嘉 則
運 営 委 員	福岡県公民館連絡協議会事務局長	結 城 庸 夫
"	事務局次長	高 松 三 綱
"	筑後市社会教育課長 準教員代表	服 部 常 男
"	久留米市社会教育課長 "	古 賀 利 春
"	教育庁八女出張所所長 "	中 村 義 夫
"	北九州市社会教育課長	井 上 三 郎
"	福岡市社会教育課長	池 田 良 吉
"	中間市社会教育課長	松 本 利 夫

昭和40年度優良公民館

番号	市郡名	公民館名	公共類似別	所在地	館長名	世帯数	建坪	黒板	机	椅子
1	久留米市	上川原公民館	類似	久留米市野中町	井上 正人	167	51.5	1	7	1
2	大牟田	萩尾町公民館	類似	大牟田市萩尾町2丁目34の2	山田 一馬	194	36	2	2	10
3	門司	小森江西公民館	類似	北九州市門司区小森江観音町	寺岡 光雄	2,013	295 ^m	3	31	40
4	八幡	陣原公民館	類似	北九州市八幡区大字陣原字宮ノ谷898	末松 勝	1,100	79	3	34	100
5	戸畑	大谷公民館	市立	戸畑区大字東大谷	畠生 藤義	1,207	346.21 ^m	2	31	100
6	飯塚	南通り公民分館	類似	飯塚市菟田259の5	森 義信	224	54.87	2	11	1
7	八女	蒲原町内公民館	類似	八女市岡山区蒲原	室園 勝一	230	95	1	15	1
8	筑後	北長田分館	市立	筑後市大字北長田	野田 茂		33.5			
9	大川	三又公民館 道海島分館	類似	大川市大字道海島642	徳永 与吉	148	46.50	3	12	8
10	行橋	延永公民館	類似	行橋市大字延永770	蔵園 重敏	73	30	2	10	30
11	筑紫 早良郡	瓦田公民館	町立	筑紫郡大野町大字瓦田	藤 健二	1,007	67.95	2	22	2
12	宗像	津屋崎町公民館 大石分館	町立	宗像郡津屋崎町大字大石	赤間 芳美	28	51.5	1	10	
13	鞍手	本村分館	類似	鞍手町中山本村	小長光 久	122	40.5	2	11	2
14	糸島	吉井公民館	町立	糸島郡二丈町大字吉井1954	吉住千代松	130	65.5	2	13	20
15	浮羽	石王公民館	類似	田主丸町石王区	立石 有恒		95	1	1	
16	三潞	大木町道本分館	類似	三潞郡大木町大字 横溝932の1	野田万太郎	48	18.75	1	1	1
17	八女	横手公民館	類似	八女郡矢部村大字矢部	松吉 鶴行	32	32	1	6	
18	田川	上津野公民分館	類似	田川郡添田町大字津野	谷脇 旦藏	135	63 ^m	1	1	21
19	柳川市	立石公民館	類似	柳川市立石字前田	大藪 秀男	85	28.5	1	1	18

	柳川市中央公民館長	古 賀 政 喜
	大牟田市中央公民館長	清 田 保
	豊前市社会教育課長	鳥 谷 一 八 郎
	宗像町社会教育主事	小 方 政 人
	三輪町教育委員	深 江 義 種
	添田町社会教育主事	竹 田 憲 太 郎
	高田町公民館長	今 村 雅 美
	太刀洗町教育長	四 ケ 所 正 彦
	椎田町教育委員	平 尾 安 治
	教育庁京都出張所長	加 来 春 治
準備委員長	筑後市社会教育課長	服 部 常 男
準備委員	〃 〃 課長補佐	松 永 成 甫
	久留米市社会教育課長	古 賀 利 春
	〃 〃 社会教育主事	吉 瀬 純 一
	大牟田市中央公民館館長	清 田 保 夫
	〃 〃 公民館主事	松 永 文 夫
	柳川市中央公民館長	古 賀 政 喜
	〃 〃 社会教育課長	川 口 重 則
	八女市公民館長	平 島 忠 太 郎

分 館 表 彰 名 簿

調理室	図書	ラジ オ	テレ ビ	テープレ コーダー	調理具	その他	表 彰 理 由
		1			若干		住民個々の意見にもとづく生活に密着した事業を展開し、地域社会の発展につとめている。
1		1			一式		地域住民の教育自治センターとして生活文化の振興、青少年対策等、各種団体のていけい等に努力している。
1		1	1	1	10		成人学級、婦人学級の開設の外、青少年のグループ活動の場として大きな成果を収めている。
1		1	1		一式	拡声機 1 オルガン 1	施設設備が機能的に整備され、少年から老人に至るまでの諸活動が盛んである。
						放送具 1	運営組織が確立され、特に中学生会の育成に成果を収めている。
1		1	1		一式	電 蓄 1	青少年の育成施設の改善に努力し、児童のための各種教室を開設し効果をあげている。
1	2,000	1	1		20人分		設備関係特に図書が整備され、読書活動による青少年の成に育実績をあげている。
		1	1	1	一式		施設設備が整備され婦人教育、青少年教育面で成果を収めている。
1				1	1	ステレオ 1 オルガン 1	施設設備が整備され生活改善、公営結婚、成人教育面の活動が活潑である。
		1		1	5		社会体育、子ども会等の活動が盛んで特に公民館を中心とする新生活運動の推進に大きな功績をもっている。
1					1	オルガン ピアノ	施設設備が整備され、子ども会、婦人会活動、新生活運動が盛んである。
1					1		施設設備が整備され、生産活動が盛んで家族会議が強力に推進されている。
1	600				1		図書がととのい組織が確立し、社会教育関係団体の活動が活潑である。
							有線放送利用による広報活動が徹底し、生活合理化活動、婦人学級、家庭教育学級の学習が盛んである。
1					1	レコード プレーヤー 1	組織が整備され、農家経営研究、青少年の健全育成面で効果を収めている。
3	40	1			1	放送設備 1	施設設備が整備され、青少年教育、社会体育、産業教育活動が盛んである。
1		1		1	1	有 放 1	施設設備が整備され、新生活運動指定地区として実績をあげている。
1					1	卓 球 台 1	広報活動面で実績をあげ、又各専門部の活動が活潑である。
1						放 送 室	施設を利用しての新生活運動に成果をあげている

〃	八女公民館主事	江	下	淳
〃	大川市木室公民館長	水	落	石 出
〃	〃 社教育課長	木	下	正 美
〃	高田町公民館長	今	村	雅 美
〃	山門郡公連事務局	大	津	勇
〃	三潞郡公連会長	徳	永	栄 太 郎
〃	〃 郡公連事務局	中	島	誠
〃	八女郡社会教育振興会会長	西	村	哲 男
〃	〃 郡公連事務	坂	田	不 二 夫
〃	三井郡社会教育振興会会長	檜	原	行 男
〃	〃 郡公連事務局	黒	岩	竜 男
〃	吉井町教育長	矢	野	了 介
〃	浮羽郡公連事務局	内	山	勲

——<記念講演>——

題目 「現代に生きる日本人のあり方」

講師 北九州大学学長 今 中 次 磨

＝ × モ ＝

＜パネル・ディスツション＞

題 目 「地域住民の生活文化を高めるために公民館の果たすべき役割は何か」

登壇者	九州産業大学助教授	小林 文人
	田主丸町町会議員	田中 尙年
	三輪町青年団長	上田 耕作
	前筑後市筑後校区婦人会長	萩尾 比路
	八幡区築地会常務理事	葉山 隆
	碓井町公民館主事	野見山 友司
司会者	福岡県社会教育主事	水摩 安正

＝ × モ ＝

福岡県公民館の現状

1. 公 民 館

公民館は「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」という社会教育法（第20条）の趣旨に基づいてつくられた施設である。

施設の規模内容については昭和32年12月28日付文部省告示第98号による「公民館の設置及び運営に関する基準」がある。

(1) 設 置 基 準

- ア、対象区域 小学校区又は中学校区に1館を設置する。
- イ、施設 建物の面積は330㎡以上、講堂以外の面積が230㎡を下らないこと。
- ウ、設備 館具、教具教材、図書など
- エ、職員 専任館長、専任主事、その他の職員を置く。
- オ、連絡等に当たる公民館 公民館の中で、他の公民館との連絡

調整を図り中心的機能を果たす公民館を置くことができる。これを中央公民館という。

- カ、運営審議会 連絡等に当たる公民館に共通の運営審議会を置くことができる。
- キ、分館 公民館事業の円滑な実施に必要があるときは分館を設置し、事業を分担実施する。

(2) 公 民 館 設 置 状 況

県下公民館の設置状況は第1表のとおりである。

(第 1 表)

(39年9月1日現在)

区 分	市 町 村 数	公民館設置 市 町 村 数	設置率	本 館		計	分 館	部落町内 公 民 館
				中央館	地区館			
市	16	16	100%	17	165	182	31	1,909
町 村	85	85	100%	85	18	103	269	2,098
計	101	101	100%	102	183	285	300	4,007

(3) 公 民 館 の 施 設、設 備 状 況

設置基準に準拠して県下公民館の施設設備状況をみると第2、第3表のとおりである。

(第 2 表)

区 分	市 町 村 数	公 民 館 数			独 立 施 設				併置または無施設		
		中央館	地区館	計	施 設 の 面 積				中央館	地区館	計
					330㎡ 以下	331㎡ 500㎡	501㎡ 以上	計			
市	16	17	165	182	63	20	30	113	8	61	69
町 村	85	85	18	103	23	15	24	62	36	5	41
計	101	102	183	285	86	35	54	175	44	66	110

(第 3 表)

区 分	一 般 教 具			視 聴 覚 教 育 用 具									楽 器
	机	椅子	黒板	写真機	16mm 映写機	ス映写機 スライド	8mm 映写機	テー コー ダ プ	プレ レ コ ー ド	テレ ビ	ラジ オ	拡 声 機	ピ オ ル ガ ン
市	13,646	17,291	512	35	73	105	32	89	113	35	60	67	87
町 村	5,639	6,246	281	85	92	113	47	96	97	26	51	65	22
計	19,285	23,537	793	120	165	218	79	185	210	61	111	132	109

区 分	楽 器	団 書	体 育 レ ク 用 具	自 動 車		実 験 実 習 設 備				商 業 実 習 設 備		展 示 設 備
	そ 楽 の 他 の 器			移 公 民 動 館	そ の 他	ミ シ ン	調 理 設 備	工 実 習 設 備 作 備	農 実 習 設 備 業 備	タ イ タ プ レ	計 算 機	
市	62	77,910	341	2	5	87	92	3	0	5	—	6
町 村	48	147,740	442	2	3	100	40	3	0	2	3	16
計	110	225,650	783	4	8	187	132	6	0	7	3	22

公民館はその施設設備を媒体として地域の社会教育活動に役立たせるのが本来の使命である。その施設の状態をみると、市において182館中独立専用施設を有するものが113館で62.1%、規模別にみて330㎡以下が34.6%、331㎡～500㎡が11.0%、501㎡以上が16.5%で小規模なものが半数以上を占めている。なお、併置又は施設をもたぬ公民館が69館で37.9%ある。

町村では103館中独立専用施設をもったものが62館で60.2%、規模別にみて330㎡以下が23館22.3%、331㎡～500㎡までが15館14.6%、501㎡以上が24館23.3%である。併置又は施設をもたぬものが41館で39.8%を占めている。

また全体の285館中で独立専用施設をもっているものが175館で61.4%、併置又は無施設が38.6%となっている。

国は公民館の建築に対して補助金を出しているが従来1館100万円の定額補助であったが昭和39年度から定率補助(100万円～250万円)となった。なお県費補(第4表)

助金は本館建設50万円、分館建設10万円となっている。(いずれも1館あたり)

昭和39年度国庫補助、県費補助をうけて新築された本館は次のとおりである。

田川郡金田町公民館
朝倉郡須賀町公民館
粕屋郡志賀町公民館

(4) 公民館の職員

公民館が教育文化センターとして社会教育のため住民の利用、活動を促進し、日進月歩の社会にあって新しい科学的知識を伝達し豊かな文学作品や芸術作品に触れさせ住民の教養の向上に資するには、それを企画し、実施する職員の質と量が確保されなければならない。しかしながら、職員の現状は必ずしも充分ではなく、兼任や非常勤職もかなり多くその身分待遇も望ましい状況ではなく、今後解決を迫られている問題が多い。

公民館職員の現状は第4表のとおりである。

区 分	職 名			主 事			事 務 職 員			そ の 他			合 計					
	館長・分館長	副館長・副分館長	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計			
本 館	32	231	263	3	—	3	154	—	154	189	74	263	101	19	120	481	1	482
分 館	1	182	183	35	24	59	122	19	141	—	1	1	—	3	3	479	229	708
計	33	413	446	38	24	62	276	19	295	189	75	264	101	22	123	960	230	1,190

(5) 公民館の事業

公民館において実施されている事業の主なものは次のとおりである。

(第 5 表)

事業 区分	青年学級	定期講座	講習・講演・実習会	展示会・品評会	体育レクリエーション行事	教育映画利用	有線放送利用	館報発行
市	119館	158館	193館	98館	169館	193館	36館	81館
町 村	109館	71館	162館	60館	181館	201館	130館	59館
計	228館	229館	355館	158館	350館	394館	166館	140館

(6) 運営審議会の設置状況

区 分	市	町	村	計	
公民館運営審議会設置の有無	有	181	39	14	235
	無	0	50	—	50
	計	182	89	14	285
公民館運営審議会単独設置・共同設置別	単 独	114	30	13	157
	共 同	68	9	1	78
	計	182	39	14	235
公民館運営審議会委員数	1,608人	610人	224人	2,442人	

第1部門 住民の社会教育活動を振興するため中央、地区公民館はどのような役割を果たすべきか

■ 研究討議の主眼点

1. 公民館の配置、施設設備等について

- 1) 中央、地区館の配置は現状のままでよいか。
- 2) 住民の社会教育諸活動を促進するための施設設備、教具、教材は現状のままでよいか。
 - 将来どのようなものが必要になってくるか。

2. 職員について

- 1) 職員はどのような資質と知識技能が要求されてくるか。
- 2) 職員研修面でどのような問題があったか。
- 3) 職員数、一般行政部課との人事交流面で研究すべき点はないか。

3. 事業について

- 1) 住民の生活課題、地域課題の発見、設定にどのような手続きがとられてきたか。
 - 問題設定について研究すべき点はないか。
- 2) どのような事業が企画され、それがどのように実施されてきたか。
 - 事業の企画実施等について研究すべき点はないか。
- 3) 事業実施面で専門機関や社会教育関係団体とどのように連携をとってきたか。
 - 連携面で考慮すべき点、問題点はなかったか。
- 4) 町内部落公民館をどのように育成してきたか。
 - 育成方面で考慮すべき点、問題点はなかったか。

■ 実践現場の問題提起

公民館運営上の諸問題

朝倉郡杷木町公民館 井 手 滝 二 郎

昭和37年3月現在の公民館が竣工した。倉庫、車庫などいれると330坪、設備も完全とはゆかないが、一応活動には支障ない位の設備は整備された。以来3年間この施設を中心として3名の職員が公民館活動を展開してきた。青少年教育特に子ども会活動に重点をおき、各種講座、学級など計画実施してきた。学校視聴覚教育のお世話から報活動など3人の職員の仕事としては相当無理な事業を今日迄実施してきた。そうした活動の中での問題点をいくつかならべてみることにする。

●公民館の施設利用

公民館活動や青年団、婦人会などによる施設利用の他に役場、農協、郵便局その他各種会社、官庁などによる会合が非常に多くなったことである。この中には研修会や講座研究発表会など公民館顔負けの会合も多数ある。そして公民館も入れると、日曜祭日も含めて、昨年1年に1日平均1.2回強の会合があったことになる。一種の室貸しではあるが、これも社会教育の一端を受けもったことにはならないだろうか。しかしこのために女子職員の手を取られることが多く普段でも職員の手がたりない公民館は本来の事業が誠に困難になってきた。

この貸室業は本来の仕事ではないが勿論断わるわけにはゆかない。

公民館の仕事は伸びなくても、社会教育の一端は室貸しの中でも果しているの、公民館本来の仕事は出来ただけで良いといえるだろうか。

●職員の問題

この施設の利用の問題を解決するためにも公民館本来の使命を充分果たすためにも最も必要なことは職員の増員であろう。

公民館長の努力で女子の職員1名増員して貰ってこれで活動ができると喜こんだのもつかの間、この女子職員は2ヶ月足らずで役場の方にとられてしまった。理由は役場の職員不足と人件費の増額に伴う財政事情であるという。役場からは公民館は出来る範囲でやっ

てくれ、といったことであつた。

公民館から本庁に行った職員はこれで3人目である。勿論前2名には別な職員が本庁から配置された。しかし2ヶ月足らずの女子職員は別として他の2名のうち1名は勤続5年、1名は7年以上も公民館で活躍したベテランである。本人の前途にすこしでも良ければ異議は言えぬが、代りの人選には余程の考慮が払われなければならない。でなくては切角伸びている公民館活動に水をさす結果にならないだろうか？

最近県下の各公民館で優秀な職員を本庁に引上げるといった話を聞くが、これは社会教育の重要性が当局に認識されていない点ではないだろうか。これを如何にして認識させるかが今後の公民館に課せられた問題点であると思うがどうか。

●出稼ぎが多くなつた

最近の労働力不足は家庭や社会に大きな変動をもたらしている。男女とも労働者は高賃金で優遇され、その出勤には車で送り迎えするといった情勢のため農家やその他かなり生活程度の高い裕福な家庭までも主婦達が働きに出るなど日傭いや出稼ぎがふえて、子どもの教育は老人まかせであつたり、子どもだけが留守番するといった家庭が極端にふえている。非行少年は両親や片親のいない欠損家庭から出るといわれていたが、現在の農家の中にはこの欠損家庭に類したものが多くなって、青少年教育の面に暗影を投げている。

青少年教育は勿論、婦人青年の教育にも成人教育の上にも非常に大きな影響を与えている。これはどうしたらよいか、考えなければならぬ問題の一つである。

●婦人会の問題

1. 婦人会の仕事が多すぎる。

婦人会の組織が末端まで徹底しているため、各種団体や官庁政治団体さては物品販売にいたるまでこの組織を利用することが、成功の早道だと考えて、婦人会の組織を利用することになっている。

婦人会自体としても、県郡市町村あるいは支部ごとに会合をもち計画が立案されている。勿論理窟をつけ

ればどの仕事をやっても社会のため役に立つ事は間違いないといえるが、婦人会だけがその全部の責任をもたなければならぬ理由はない。このため婦人会は毎月かなりの日時をついやして家庭を犠牲にしなければならない状況である。このため婦人会の役員に出る者がなく、特に会長選任の時期は婦人会も公民館も大きな悩みである。支部の中には役員を選任が出来ぬため婦人会支部長が交代する所や、全々支部長が出来ぬため婦人会を脱退するなど言いだす所もできる始末である。如何にして婦人会の仕事を縮少して、婦人会本来の目的に進むか？ということが現下婦人会の問題点であろう。尚婦人学級の運営は会長の教養、識見などによっても成果が左右される。会長に適任者を得ることは会長選任がスムーズに行くか行かぬかで大きく変わってくる。婦人会のあり方を如何に変えるか、これが今後早速に解決されなければならない問題の一つであろう。

●テレビの問題

テレビの普及はまことに目覚ましいものがある。如何なる農村へいってもテレビのアンテナが立っているのが見える。

今日テレビは我々の生活の中から切り離すことはで

きない。それだけにテレビの内容或は計画には考えさせられるものがたくさんある。特に青少年に与える影響には見逃せないものがある。

子どもの集会にも、成人の集会にもテレビによる出席不良や遅刻などの問題が多くなってきた。現在視聴覚教育なども大きな曲り角にあるといえるのではなからうか。

●公民館専任職員を

県下の公民館施設は現在着々と整備されている。近い将来県下に間借り公民館や転用公民館がなくなって、立派な施設を中心として社会教育活動が学校教育とならんで進められる日もくるであろう。しかし現在残念なことにはまだ専任職員一人もたない公民館もある。社会教育主事の設置はどうなっているか？また設置していない町村があるのはなぜか？更に立派な施設をもっても、非常勤か兼任の館長が多いのはなぜか？

全国に誇る社会教育県福岡として当局はもっと強力に末端の町村指導にのり出して貰いたい。財政事情、財政事情といっても、どんどん進んでいるものもある。強力な手をうたなければいつまでたっても現情は打破できぬ。

■ 助言者の問題提起

農 業 を 考 え る

県農業改良課教育係長 田 辺 鶴 弥

ここ数年の日本の農業は、そのとりまく環境において、さらに農業の新しい技術の展開において激しい変化をみせ、従来の農業とは、その基本の考え方において、その方法において、全くちがった新しい農民や農家を割り出すことを真剣に考えなければならない時にきている。

新しい農業、新しい農民に対してのビジョンが今日ほど切実に要求されているときはないといえる。

(I) 農民の姿、営農のあるべき目標の確立

経済成長の中で、たしかに農業の所得は増してはきているが、他産業と比較してその格差は大きく、農村社会、ならびに農家生活は複雑な様相を呈してきた。これは農業外の要因、すなわち雇用構造、社会保障制度などの大きな問題がひそんでいる。しかし農業以外の勤労所得者と同等ないしはそれ以上の農業所得をあ

げて社会的に妥当な生活を享受し、近代的家族関係を保つ農業でなければならない。

そのような農業になるためには、どのような経営方式がいいのかについて、国なり、県なり、または地方の指導者は十分用意しておかなければならない。

とどまることのない経済のなかで農業の動向を把握し、経営の型を表現することは至難なことではあるが、県においても技術、経営、行政の各エキスパートを動員して、地域の立地、環境等に即応して営農類型の策定を進めている。

経済の変化に伴って、地域計画の修正も余儀なくされるとはいいながら、立てられた計画に即して、あらゆる農業の施策がなされなければならない。

農業地域計画は、地域全経済の構造の一つとして、市場組織、土地所有構造、資金、労働力などをくみいれなければ本来の目的を達することはできない。そのためには従来の頭の切替えが必要である。

(II) 農民の知恵と自主性

さきにものべたように、これからの農業は、いままでの農業の改善といった程度ですまされるものではない。深い洞察力のもとに、新しい技術経営を創り出さなければならない。

従来、農業発展には、農民みずからの主体的な働きはきわめて弱く、国家が農業発展の指導者としてのぞんだ

しかし今後の農業の新展開を本当に正しく進めるものとして、国家の果す指導というものは、これまでのようなものでいだろうか。

国も民間も、そしてしばしば農民自身さえ農民の自主的能力というものに正しい評価を与えてはいないのではなからうか。

かつてイギリスが農業の近代化を実現していったとき、その革新技術のことごとくが、農民自身の手によってつくりあげられたといわれている。もちろんこうした技術はそのまま普及したわけではなく、何度も何度も改良されたにちがいない。そこに深い農民の知恵と自主性が働いている。

自然的にも経済的にも条件の複雑な日本でも、農民の知恵が実は大きな働きを持っていた。われわれは地方に分散する地方農業の発達史を読み、聴きするとき、耕種技術から、さらにその地域の特産物としての名声を獲得するまでの農民の工夫と発見が、いかに大きな役割を果たしてきたかを知ることができる。

あくまで「農業を動かす」ものは農民であり、農業展開の担い手は農民自身であることを認識しなければならない。

指導機関は、新しい進んだ技術を無条件に合理的なものとして配給するものでなくして、農民の工夫を汲み取り、その創意を刺激し、農民自身で解決できないことを手助する立場でなければならないと思う。

そのためには農業を動かす力、能力を養うことが必要になる。

(III) 農民教育

経済の高度成長のもとで農村にいかような影響を与えたかを考えてみると、(1)農業に従事していた人びとが大量に工業、サービス業などに流出し、(2)こうしてひきおこされた人手不足とも関連して機械化。労力の節減が真剣に考えられるようになり、(3)同時に農産物も、米作を中心におきながらも換金性の高い農産物が大量にとり入れられるようになり、(4)このような現金収入を基礎に農家の生活も大きく変化してきている。

このような変化のなかで最も問題になることは、農

業労働力の離脱は激しいが、農家戸数はそれ程減少していないし、離脱するものは若年層に多いということである。在村農業従事者に対して、(I)でのべた経営目標に立ち向う力をいかに与えていくか、とくに後継者をどうするか、が農政なり、農村社会に課せられた問題である。

そこで県は、これに対策として、試験場なり、研修制度を整備し、概要次のような農村青少年の育成を積極的に行なうことにしている。

1) 農業後継者の把握

後継者対策に資するため、関係機関の協力のもとに後継者の動向把握につとめる。

2) 研修制度の確

中学校および高等学校教育課程を修め、自営を目指す青少年の農業生産、農業経営、農家生活改善に関する知識、技能の向上をはかるため既存研修制度を体系的に確立する。

ア) 義務教育終了者と高等学校卒業者の二段階にわけ、前者は自営者養成を主とし、後者は自営者養成と技術指導養成の二部制とする。

イ) 高等学校卒業者の自営者研修(高等営農技術研修と称する)および技術指導者養成(現行農業講習所制度)は農業講習所が所管し、高等営農技術研修の専門研修課程については、関係研究機関に委託し、受託した機関は責任をもって研修する。

ウ) 高等営農技術研修の期間は1年とし、その後必要に応じて短期研修を行なう。

エ) 技術指導者養成は2カ年とする。

オ) 中学校卒業者の長期研修(現行経営伝習農場制度)及び長期研修修了者の補完短期研修は農業経営伝習農場が所管する。

カ) その他の農村青少年活動促進事業にもとづく短期研修は、県および農林事務所、農業改良普及事務所が行なう。

3) 育成援助機関、団体の緊密化

ア) 研究集団と農業改良普及所、農業高校、農業団体等との緊密化を図る。でき得れば連絡機関を置く。

ウ) 農政部、教育庁、その他農協等の団体が管轄する農村青少年育成事業は地域の特長性に依りてつとめて一元化するよう考慮する。

以上が県の対策骨子であるが、農業後継者の育成確保には、まず農業所得が他産業のそれとつり合い、農村の生活環境が整備され、家族関係が近代化されることが基本的な条件である。しかしながら、農村環境自体には非近代的要素が多いので社会教育その他の関係部門は、相連けいして総合的に教育啓蒙につとめ、漸次近代化をおし進める必要がある。

公民館に希むもの

対象研究と教育技術の研究を

甘木市社会教育課長 坂 井 金 次

I はじめに

公民館のしごとの目的は

- 住民が個人として解放され、個人として力を持つために力をかす(人間として完成されていく方向へ援助し)
- 地域社会が近代化していくために力を発揮していく。ことであろう。

そのために、公民館は

- (1) 準備した計画と内容を用意して、学習意欲を持つ者に機会を提供し
- (2) 資料と利用計画を合理的に準備して施設を提供するのである。

公民館の役割をこのように考えた場合、

○公民館はそのような役割を果たしているか。

○どうすれば目的完遂ができるだろうか。

について検討してみることが与えられた課題であろう。

検討のための視点は、公民館の配置設備の問題、職員の設置や資質の問題、公民館の事業実施状況等、いろいろの角度から考えられるだろうが、ここでは、社会教育活動を展開するための組織と方法の面からいくつかの問題を提起してみたい。

II 団体助長の問題点

住民の社会教育活動を振興するためには、教育のプログラムを持った団体活動を、多元的、多様的に助長する必要がある。公民館の事業は、そのような組織を基盤に展開されてこそ、住民の意欲に応え、地域の近代化を実現することができるのである。

ところが、現状の公民館は、部落(町内)という運命的な住民組織と、婦人会、青年団という伝統集団の組織の上に安住しているように思われる。公民館の基盤であるその部落組織は、激しい社会変貌の中で、住民個人にとって、機能的には、もはや社会的実態としての意味を失いつつあるのである。部落が組織として現在意味を持っているのは、本来、生活のために主体的に住民が組織した生活体としてではなく、後に、便宜的に自治体が利用した行政末端としての役割が唯一の存在理由となりつつある。

したがって、住民個人は部落に対してニヒルに帰

属し、部落事業に対しても極めて消極的な参加態度しか示さないのが現実である。

青年団や婦人会も、その部落支配の枠内にあり、機能集団というより基礎集団である。

このような組織が変貌の激しい社会の中で、様々な生活意識に分化された住民の欲求に対応して、それを充足させるような教養活動ができるであろうか。

比較的新しく組織された機能集団である4HCや農協青年部でさえも、その機能を失い基礎集団化しつつある。これらの組織の停滞は、彼らが「あと継ぎ」集団であり、彼らに、地域における社会構造の中での自分の位置づけに対する満足感があり、課題意識のうすれに原因があると共に、社会教育はそのスタッフ、農事はそのスタッフというように指導系統において異った関係が、課題意識と解決への意欲を妨げてきたことが指摘されよう。

いずれにしても、現在、公民館が活動の基盤として期待している組織が、社会変貌の中で存在理由を失いつつある中で、これを唯一の支えとして展開される伝統的な社会教育では住民の自己教育は振興されないであろう。

公民館の課題は、対象の変化に対処してこれらの集団の体質を、多元的、多機能的な集団として助長し、それを把握していく再組織の努力が必要であり、彼らの多様な要求に応え得る援助の方法を用意することである。

こうして、まだ残されている農村の共同意識という長所を、それそのものとして近代化していく公民館の役割が果せることになるのではなかろうか。

III 忘れてならない個人への援助

住民の社会教育振興のためには、多種多様な機能集団の助長が重要であろうが、個人としての住民に対する自己教育への援助も忘れてはならない。特に、今日のように住民の生活構造や生活意識が変化し、その関心が多様化していく時代において、個人を対象とする社会教育の方法を用意しない公民館はその使命を果すことはできないであろう。

そのためには、図書やその他の教養資料の整備が必要であるが、このような外的条件整備だけでなく、依存心の強い国民性を考えた場合、もっと積極的な個人

への働きかけが重要である。

例えば、テレビは今や新しい環境として住民の家庭生活に定着し、その影響が取り沙汰されているにもかかわらず、社会教育は何らの援助も具体化していない。若し、公民館が機関紙、有線放送その他の広報を通じて、教育的利用の情報を提供し、あるいは視聴能力を高める手段を構ずるならば、住民は個人的に、家族単位に効果的な自己教育の場を形成するであろう。

図書利用の問題も、読書会を組織することは困難であるが、10戸単位に巡回文庫をまわしている公民館の事例もある。

このように、住民を個人としてとらえ、自己教育への援助に努力することが社会教育振興の内的条件整備として大切であり、このような実践が基礎にあつてこそ、多様な集団学習も組織されるし、公民館に期待する住民の層を厚くしていくのである。

IV むすび

以上のように考えてくると、施設や予算の不足で割り切ることなく、それなりの条件の中で目的達成のため

の手続きを工夫していく余地が、まだまだ残されていることが指摘されるし、そのことが又、住民の支持に支えられて施設や予算を充実していく途でもあると考えられる。

公民館が

- (1) 住民の館として親まれるよう。
- (2) その基礎に住民の教養があるよう。

役割を果たしていくためには

- (1) 変貌社会の中で住民の生活意識が変化している現象をふまえての対象研究と。
- (2) 単なる外的条件整備だけでなく、住民の意欲を掘り起す内的条件整備に努力し。
- (3) 住民の多元的、多様の欲求にこたえていく計画と方法を用意する。

という公民館側の教育技術の向上が希まれる。

これを端的に云えば、住民の社会教育を振興するためには、社会の進歩につれて、公民館も常に向上していく社会教育の方法と内容を用意していかなければならないということになる。

農山漁村の公民館の役割

県社会教育課視聴覚教育係長 赤 司 勝

1. 話しあいのねらい

公民館は基本的にどんな事業を行うべきかをその目的(社教法20条)にそった事業とは何であるか(社教法29条)という共通の基盤に立ち、激動する社会において、福岡県下における農山漁村における公民館は現時点において地域の実情に即応し、どのように配置され、どんな施設設備を整備すればよいか、そのために職員はどのような資質と知識技術が要求され、職員研修やその配置などについてどんな行政措置が必要かについて話しあい、問題点とその対策について研究することは極めて重要なことであろう。

2. 話しあう事項は

1) 公民館の事業は如何にあるべきか

- (1) 公民館の現状は基本的な目的や事業に逸脱していないか。検討してみよう

ア、公民館の目的は

「住民のために、實際生活に即する教育、教育学術及び文化に関する各種の事業を行ない、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図

り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことである。この点について現状はどうかを確認しよう。

イ、公民館の事業に適合しているか。

(ア) 文化的な施設設備を整えて利用に供する。

(イ) 積極的に事業を企画して、住民の生活や地域文化の向上につとめる。

(ウ) 関係機関団体との連絡調整を図る。

ウ、事業の企画と実施は、教育性、合理性、民主性という立場に立って、住民の主体性を助長しているか。

エ、分館の設置運営は適切か。

オ、教育機関として禁止事項は守られているか(特定の政党、宗教の支持、経済行為等)

- (2) 公民館の事業は社会の急激な変ぼうに対処し得る人間づくり、町づくりの役割を果たしているか。

ア、現時点において社会教育はどのような課題に当面しているか。

(ア) 産業構造の変化に即して、技術革新に対応できない人間が多くなりつつある。このた

めの成人教育並びに青年教育は適切に行なわれているか。

(イ) 教育の貧困やマスコミの影響による生活者としての自主性の喪失が顕著にあらわれている。

(ウ) 人間が生産手段として、機械化され非情化し、人材などといわれる如く、主体性が失われつつある。

(エ) 人間の欲求が増大する反面、自律心が欠如し、日常生活の不安感が増大しつつある。

(オ) 産業の二重構造、地域格差、所得格差が増大している。

(カ) 地域連帯性などの社会秩序に、ゆるみを生じ、これにかわる新しい体制が確立されていない。

イ、このような多くの課題に対処する、社会教育の体制は余りにも貧困である。

ウ、経済施策が優先され、文化行政が立ち遅れている等。

エ、このような問題は、具体的にどんな形で各地域にあらわれているだろう。

(8) 農山漁村の公民館が当面する課題は何か。

ア、農山漁村の経済と他産業との格差が年々増大する傾向はないか。

イ、農山漁村の文化施設や社会施設が貧困で、立ち遅れの回復が極めて困難ではないか。

ウ、住民の意識が低調で自主性に乏しく依存的ではないか。

エ、民意が一般行政、教育行政ともに反映しがたくはないか。

オ、封建性や因習が根強く、民主化をはばんでいる要素が少なくないのではないか。

カ、労働力の都市流出が急激で、後継者が不足し、優秀な労働力や指導者が得がたくはないか。

キ、農村に嫁が来ないなどの問題も深刻で、その根本的な対策は見落されていないか。

ク、その他多くの問題はどんな形であらわれているだろうか。

(4) 事業計画は民主的な手続きでなされているか。

公民館の事業は住民の生活課題を発掘しこれを解決するという本質は見失なわれていないか。

ア、課題意識の啓発は。

イ、実態把握のための基礎調査は。

ウ、事業計画には公民館運営審議会機能を活用するとともに、専門委員会組織などをつくって事業の総合化と計画化をはかるには。

エ、事業計画とともに、実践組織を確立されてい

るか。

オ、現地の実践事例を中心に話しあいを進めよう。

(5) 農山漁村における公民館の事業は適切か。

ア、事業が生活課題解決の学習から実践活動として、住民の日常生活にどのような影響を及ぼしているか。

イ、一般行政や専門機関などの協力体制が確立されているか。

ウ、小集団学習等を重視され住民の組織化に役立っているか。

エ、視聴覚教材など教材教具を整備活用し学習の効率化に努めているか。

2) 公民館施設設備はどうか

(1) 公民館の適正設置計画とはどんなことか。

地域住民のすべてが、あらゆる機会に、あらゆる場所において、実際生活に即した教育を自由に受け得るためには、住民の日常生活領域内に、完備された公民館や分館が建設されることが望ましいが、文部省は昭和34年12月28日に公民館の設置運営に関する基準を作成し、これが実現を勧奨した。この基準はすでに数年を経過し、一部修正を要する事項もあるといわれている。これを公民館設置基準のよりどころとして検討してみよう。

公民館設置及び運営に関する基準(抄)

(昭和34.12.28)

第二条 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、当該市町村の小学校又は中学校の通学区人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)を定めるものとする。

第三条 公民館の建物の面積は、330㎡以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は230㎡を下らないものとする。

2. 公民館には、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。

一、会議及び集会に必要な施設(講堂又は会議室等)

二、資料の保管及びその利用に必要な施設(図書室児童室又は展示室等)

三、学習に必要な施設(講義室又は実験・実習室等)

四、事務管理に必要な施設(事務室・宿直室又は倉庫等)

3. 公民館には、前二項に規定するもののほか、体育

及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。

4. 第一項及び第二項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるように努めるものとする。

第四条 公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。

1. 机、椅子、黒板及びその他の教具
2. 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具。
3. ピアノ又はオルガン及びその他の楽器。
4. 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具。
5. 実験、実習に関する器材器具。
6. 体育及びレクリエーションに関する器材器具。

第五条 公民館には、専任の館長及び主事を置き公民館の規模及び状況に応じて主事の数を増加するように努めるものとする。

2. 公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるように努めるものとする。

第六条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関及び社会関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

2. 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力と援助を与えるように努めるものとする。

(連絡等にあたる公民館)

第七条 2以上の公民館を設置する市町村は、その設置する公民館のうち、1の公民館を定めて当該公民館の事業のほか市町村の全地域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施させることができる。

- (2) 公民館の設備の現状と拡充設画を研究しよう。
(3) 公民館の適正施設及び設備の整備状況の効果的な方策はどんなことがあるか。

3) 公民館職員の資質を高める方策は

- (1) 公民館職員の基本的な業務とその現実はどうなっているか。
ア、事業運営に関すること。
(ア) 教育実施に関すること。
○事業計画の立案決定。
○事業計画(周知徹底、参加者募集等)
○事業実施(教材の整備)
(イ) 運営一般

- 本館、分館の事業調整決定
○公民館運営組織機構の決定。
○公民館運営審議会に対する諮問。

(ウ) その他

- 広報誌等の刊行、頒布。
○学級生、受講生等の健康管理会の運営
イ、職員の管理に関すること。

(ア) 職員の事務分掌、執務は

(イ) 職員の研修等は

ウ、施設管理は

(ア) 施設の維持管理は

(イ) 施設の供用は

エ、勤務の現実はどうか

(2) どのような資質と技術が要求される。

公民館指導者に必要な知識と技術

1. 社会教育についての理解

1. 社会教育の本質と形態
2. 社会教育と学校教育
3. 社会教育の内容
4. 社会教育の方法

2. 公民館についての理解

1. 公民館の本質
2. 公民館の事業
3. 公民館の運営方針
4. 公民館の施設

3. 社会教育関係法規

1. 教育基本法
2. 教育委員会法
3. 社会教育法
4. 図書館法
5. 博物館法
6. 青年学級振興法
7. 産業教育振興法
7. 文化財保護法
8. その他関係法規

4. 社会教育財政

1. 地方公共団体の事務配分
2. 一般行政と社会教育行政
3. 社会教育予算の現状と対策

5. 生活科学

1. 家庭生活の合理化
2. 市民生活の合理化
3. 成人に対する科学教育の方法
4. 科学教育と社会教育施設の利用

6. 時局認識

1. 国際状況
2. UNESCO と社会教育

3. 社会問題と社会教育
4. 政治経済の現状と社会教育
7. 職業教育と職業指導
 1. 職業教育と職業指導の当面の諸問題
 2. 社会教育における職業教育及び職業指導の取扱
8. 文化問題
 1. 宗教と社会教育
 2. 芸術と社会教育
 3. 学徒と社会教育
9. 社会教育のための心理学
 1. 青年及び成人の心理的特質の指導
 2. 社会心理
10. 社会教育のための社会学
 1. 農村社会と都市社会
 2. 日本社会における前近代性
11. 調査統計の方法とその利用法
 1. 調査の方法
 2. 統計の方法
 3. 調査統計の利用方法
12. 資料作成の方法
 1. 資料の種類
 2. 資料の編集と作成
 3. 資料の利用
12. 図書の整理とその利用法
 1. 図書収集
 2. 図書の分類法
 3. 目録又は索引の整備法
 4. 巡回文庫貸出文庫の運営法
 5. 読書指導
14. 広報技術
 1. 資料の収め方
 2. 編集の方法
 3. 広報紙の利用法
15. 講座又は集会の問題と運営法
 1. 講座集会の問題
 2. 講座の企画と運営
 3. 集会、発表会の企画と運営
16. 団体運営法
 1. 会議の持ち方
 2. プログラムの立て方
 3. 民主的団体指導者の養成
17. 視聴覚教育の方法
 1. 映画、幻灯、紙芝居、人形劇の操作とその利用
 2. 展示資料のつくり方とその運営
 3. ラジオの利用法
 4. レコードの利用法
 5. 演劇、デモンストレーション見学等の利用法
18. 体育及びレクリエーション
 1. 体育及びレクリエーションの実際の指導法
 2. レクリエーションとしての郷土芸能の取扱い方
19. 討論法
 1. 討論法の種類と方法
 2. 司会の技術
 3. 話術
20. 地域社会教育計画の立て方
 1. 計画樹立についての準備と手続
 2. 調査とその処理
 3. 関係機関の計画との連絡調整
21. 評価法
 1. 評価の必要性と効用
 2. 公民館施設の評価
 3. 公民館運営の評価法
 4. 講座 集会の評価法
 - (3) 職員の資質向上のための機会は与えられているか、予算措置は適切か。
 - (4) 職員数や一般行政措置はどうか。

第 2 分科会 都市近郊の公民館

■ 実践現場の問題提起

春日町公民館の経営から

筑紫郡春日町教育委員会社会教育主事 白 水 清 陽

一、春日町の概要

福岡市の南に隣接した面積14.2km²、人口3万人、中小企業の立地も漸次増加しているが福岡市のベッ

トタウンとして急速に都市化している。教育施設は2中学校、4小学校、1公民館を有し、町の昭和40年度一般会計当初予算額は2億7千9百万円である。町内には陸上自衛隊第四師団司令部及び普通科第19連隊同

病院、航空自衛隊、駐留軍板付ベース、NHK放送所等がある。

二、春日町公民館の現状

1. 設置年 昭和27年
2. 職員 館長（非常勤） 主事補 2名
書記 1名 用務員 1名
主事補 書記は社会教育係を兼務 社会教育主事 1名が勤務
3. 運営審議会委員（社会教育委員を兼任）
 - (1) 社教法30条第1項 委員 1名
 - 同 上第2項 委員 1名
 - 同 上第3項 1名計 13名
4. 施設 建築延面積 176㎡
5. 主な備品
 - (1) 視聴覚備品
イ、16mm映写機 1台
ロ、8mm撮影機及び映写機 1台
ハ、テープレコーダー 2台
ニ、ポータブル電蓄 1台
 - (2) 体育用備品
イ、移動用バレーセット 2組
ロ、野外活動用テント 5張
 - (3) 図書 2,500冊
 - (4) 軽自動車ライトバン 1台
6. 昭和40年度社会教育予算額
538万円 保健体育49万円を含む
7. 町内公民館数 21館
 - (1) 有施設数 16館
 - (2) 無施設数 5地区

三、事業の概要

1. 学級経営
青年学級 3学級 婦人学級 6学級を町内公民館で校区毎に実施し家庭教育学級を2小学校で実施している。
2. 町内公民館に対する協力援助
 - (1) 館長会並びに役員の研修と会議の開催による指導者の養成。
 - (2) 補助金の支出、（新築増改築並びに運営費）
 - (3) 巡回懇談指導の実施
3. 社会体育の振興
 - (1) 町民体育大会
 - (2) 駅伝大会
 - (3) 青少年野球大会
 - (4) 町内体育大会実施の勸奨
4. 新生活運動の推進

(1) 郷土美化運動

- (イ) 地区フラワーセンターの設置
- (ロ) 早朝清掃運動の実施

5. 社会教育関係団体との連絡調整
6. 広報紙の発行
7. その他 成人式 公民館大会の実施

四、当面する課題と問題点

1. 公民館新築と校区公民館設置

現公民館が老朽狭小であり、その事業のほとんどが館外活動にたよっている現在、中央公民館を出来る限り早く新築することは関係者の一致した希望であるが校区公民館を設置する施設整備計画には理解と賛成が少ない。木町のように年毎に地域社会の構造が変貌発展するところでは人口、世帯数等の地域間格差が拡大し職業やその他の相違性で生活課題や社会教育関係団体の有無等で、地域課題等の著しく異りその傾向はますます拡大している。この実態に即して公民館が機能を果たすためには地区公民館（二中学校区）を設置して対象内の町内公民館と連携した活動を行なうことが必要である。公民館が社会教育運動や社会教育行政機関と混同して未だに理解されていることが多い中では種々な問題と要素があるが、公民館設置基準や学校区設定のこと等を有力な手がかりとして校区公民館整備計画の理解と実現に努めることは最も大切な課題である。

2. 職員のこと

本年度本町唯一人の定数増が実現出来、更に勤務の特殊性を考慮して他の部局職員に比して超勤手当の増額が認められ、従来よりの代休制等と共に漸次勤務条件の向上が図られているが、夜間、土曜、日曜勤務等、特殊勤務が必要であり、専門的な技術と適性が要求されるので職員が希望と誇りをもって働けるよう法制上の改善が必要である。

(2) 館長は非常勤の2ヶ年を任期として任命されているが出来る限り早い機会に常勤職員制を改めることが必要。

3. 町内公民館の整備を青少年のために

公民館が設置されて以来、町内公民館の育成援助につとめて来たが町内公民館は地域住民の自治集団が設置主体で経営する施設であることを明確にししながら施設が拠点となって自治活動や社会教育活動が自発的により一層発展伸長するよう補助金の支出や活動の援助につとめる。初期の頃はもっぱら町内公民館は地域の座敷と憩いの場や学習の場、更に自治センターとしての施設整備に主力を注いで来た。それが発展して昭和38年より建築面積165㎡以上の施設に敷地内にバレーコート の面積確保、児童遊具の

設置、フラワーセンターの設置を目標にこれが実現に努力をなし、特に児童遊具の設置については役場厚生課の協力を得て町内公民館の6ヶ所に施設し、フラワーセンターの設置についても土木課の協力を得ている。本町に於ける「カギツ子」は現在児童生徒4,200人の内710人であるが本町の特徴から「カギツ子」は急増することが推察出来る。今迄青少年の為の集会所や子供の遊場等についての配慮が少かった。町の施策だけでなく住民自身の認識と自覚によって児童遊具や、青少年の為の図書室や集会所が公民館敷地内に設置され、野外活動用具等の具材を整備し、子供会や青年集団の自発活動促進をにつとめる。

4. 婦人教育の充実

婦人学級を既婚の婦人を対象として公民館に開設しているが婦人集団の組織がない校区では学級生に集団組織の意識が芽生えるが婦人会組織に加入している学級生は組織を脱退し婦人学級生だけがよいと

の意見が芽生えている。このような実態から既成の婦人会の支部活動特に学習活動の協力援助と地域単位の婦人集団育成が必要である。

5. 新生活運動の推進

地域課題や要求の差がハッキリとして全町同一歩調では進めず波及効果を期している。早朝清掃運動、フラワーセンター等郷土美化運動は新興地域に比較的多く実施され農家地域に進まず、結婚改善、葬儀改善は時代に適応しながら農家地域に実施されて居り、今後とも生活の合理化、郷土美化運動根強く続けてゆべきである。

6. おわりに

今後更に公民館が発展充実し住民の社会教育活動の振興に役立つためには、公民館は施設として事業活動をする事の認識を深めることが大切であり、我々は現実を踏みしめながら住民の生活文化の向上に役立つことの幸せを忘れてはならないと思う。

■ 助言者の問題提起

都市近郊の公民館

教育庁福岡出張所 所長 高 宮 清 志

◇技術革新による産業構造の変化や経済の高度長成にともない社会は著しく変貌し発展をとげているが、それが最も象徴的に現われているのが都市近郊であろう。

交通の便利と相まってベッドタウンとしての団地の造成、各種企業の進出による新入者の激増とめまぐるしい進展をみせており、今までの地縁をもとに成立していた部落共同体は消滅し、同じ地域に居住していても、極度な階層分化によって連帯意識も生活共同意識も失われていく中で、新しい町づくりのためにという重荷を背負いこんだ社会教育、就中その拠点としての公民館活動は大きな転換期に来ているといえよう。

唯一の関係団体として依存してきた婦人会や青年団が有名無実的存在となりつゝある今日、社会教育の対象さえ十分つかむことすら困難な状況の中で煩悶している姿が偽らざる現状ではなからうか。

このような事態の中で真に社会教育の振興と定着を願うわれわれとしては、公民館設置以来20年を経て自明のこととはいえ、改めて公民館のもつ性格なり役割りについて考究する必要があるだろうか。

とくに都市農村とを問わず、秒進分歩といわれる社

会变貌の中にあつて公民館のもつべき今日的な視点からの再検討 新しい理念の確立は急務を要する問題であろうし、これなくして社会教育も公民館活動の進展も望み得ないと思うからである。

◇昭和38年文部省社会教育局が発行した「進展する社会と公民館の運営」の中で、公民館の性格として

- 1 公民館に地域住民のすべてに奉仕するいわば開放的な生活のための学習や文化活動の場である。
- 2 公民館は人びとの日常生活から生ずる問題の解決をはかる場である。
- 3 公民館は他の専門的施設や機関と住民との結び目となるもの
- 4 公民館は仲間づくり（地域住民の人間関係を適切にする）場である

の4点をあげているが、今日都市近郊の公民館が当面している立場から考えると、地域組織の再偏成による教育的人間結合こそ最も大切なことではあるまいか。急速な社会変貌は人間を孤立化し閉鎖的とし、いわゆる人間阻害の現象を引きおこしている。こうした中で地域組織の再偏は望ましい人間関係を作り出し社会教育を侵透させるうえからも必要なことと思う。このこ

とについて宇佐川満氏は「これまでの行政を軸として地域をとらえる観点から、住民の生活を軸として居住地域をとらえる視点が大切でそうすれば消滅しかけた地域社会がそこに住む住民にとってかけがえのない「生活のための共益社会」として再登場してくるであろう」といっている。そして公民館が住民自活の学習の場となり実践の足がかりとなるためには、この施設が住民の地域域的な日常的利益のための自活組織単位に設置するべきで、いわゆる部落町内公民館の重要性を強調している。このことは、今までの、ともすれば中央公民館の活動のみで住民の個々に応じた要求をくみとることもできず、住民とは無縁のものとして意識された面から脱皮すべき段階にあることも暗示している。

◆もともと社会教育は住民のもつ自主性、自発性を尊重しながら、公民館などの施設によって学習の条件を構成し、個人課題、地域課題の解決に寄与することであろう。とするならば公民館活動の主体は住民の居住地域組織における活動でなければならないし、上から下への発想から下から上への考え方に当然改められなければならない。公民館活動が住民に密着したものにはならないだろう。

とはいうものの話はそう簡単に進むものではない、そこに中央公民館乃至地区公民館の果す役割の重要性があると思われる。

従って中央公民館において各公民館との横の連けいをはかり連絡調整や指導助言という仕事があろうが、あくまで各公民館の自主性を阻害せぬための配慮が必要であろうし、とくに地域における課題の発見、ないしは触発を誘うための各種の資料の整備提供ということは最も大切なことではないだろうか。

住民の階層分化による生活課題や要求の複雑多岐にわたる都市近郊においては一率的ないわば十把一からげ式事業ではどうにもならないであろうし、各階層のニーズに応ずる各種の事業が準備されねばならないだろう。職業により、おかれている環境により、要求も

違っている今日においては対象の細分化はさげられないことだと思う。

◆公民館は社会教育施設であり、教育機関である。「公民館が住民の間の教育的人間結合を促進する機能をもつということは住民の共同学習の場を構成するからだ」（三井為友氏）といっているように仲間づくりのための大切な役割をもっている。そのためにはよく云われる「公民の館」「住民の茶の間」として気軽に利用できるような施設でなければならない。単なる広間だけではこれからの公民館活は行ない得ないのであって、各事業にあった部屋や個人要求を満たしてくれる図書、資料器材等が準備されなければならないだろう。

◆公民館が教育的施設である以上そこには人的施設が包含されているわけであるが、この面の配慮は最も根本的なものである。施設を動かすものは人であり、とくに前述のような事業を考え真に住民の自主的実践活動を定着させるためには高度の専門的知識と技術とを要求されるのは当然のことである。しかしながら現状は社会教育主事や公民館主事が「夜の男」という異名をもつように最少の職員で山積する事務処理のかたわら、不特定多数の住民を相手に各種事業の推進に当たっていくことは並大抵ではあるまい、従って要求される専門的技術的職員としての自己研修を積み上げていく時間的余裕と経済的裏付も確保されておらず、単なる事業や予算の消化に終って住民の自発性を啓培し民主社会のよき構成員としての資質を向上させる本来の域に達し得ないのは当然といわねばならない。

社会教育は「已然えざして人然やすことはできない」といわれる。たしかに公民館活動のさかんなところは熱心な館長なり主事がある。

しかしこれも限度があり1人の力ではどうにもならない問題は数多い、職員の充実（後継者の養成も含めて）と身分保障の確立こそは今後の公民館活動促進の鍵といってもよいのではあるまいか。

問題提起

県社会教育主事 大和正己

この部門に即すると思われる本質的課題から順次、具体的課題へと——思いつくまま列記してみる。司会者で採り上げる問題があれば、取捨選択願いたい。

(1) 社会教育活動とはその本質を究明する。住民の学習活動を中心とする相互教育活動であること。

(2) 社会教育活動と社会教育行政との関係を明らかにすること。

住民の社教活動を促進するものの条件整備を行なう——行政の役割。

然らば条件整備とは具体的にほんなにか——

考えてみよう。

(3) **社会教育団体**と**公民館**の役割、関係は？

(4) **社会教育行政**と**公民館**との関係は。

多くの市町村では、社会教育課と公民館が混然一体的運営がなされているが、両者の関係を概念的には明確化する必要はないか。

(行政担当課と教育(実施)機関は自らその役割は区別して考えるべきではないか)

現状は人的構成が貧弱なため、一体化しているが行政の組織としては近い将来分離すべきではないか。

(5) **専門職員**としての**社会教育主事**や**公民館主事**の職務内容の相違点なども、あわせて研究してみよう。

(職務内容上の専門性とは何ぞや)

(6) **公民館**と**類似(町内部落)**公民館の関係は、

類似公民館の方針を各現地の事情を交換しながら

検討してみよう

(7) **地区公民館の配置**は現状のままでもよいか。

中学校区単位、小学校区単位、E T C

住民の社教活動促進のためには、理想的配置はどうすればよいか、検討してみよう。

(8) **現在の公民館職員**には、どのような資質と知識技能が要求されているか。今の職員に欠けていると思われるものを反省検討してみよう。県などで職員研修をする場合、どんな内容を盛んにしてほしいか、話し合ってみる。

(9) **公民館職員の業務領域**を次のとおり分類してみると、その実態はどうなっているか、どんな業務に今後重点を指向したらよいか、検討してみよう。

事務的業務(館内、館外)、自己研修業務、その他。

第3分科会 都市の公民館

■ 実践現場の問題提起

黒崎公民館の経営から

北九州市黒崎公民館 館長 小 野 隆 雄

北九州マスタープランにおける
社会教育

1. 文教計画の基本構想

北九州市の文教計画は緑のまちに科学と文化のオアシスを、市民のためにゆたかな文化設備を、子供たちのために明るい教育環境をつくることをめざす。(以下略)

2. 基本方針

まず文教計画の方向を市民自身の手による教育と文化の振興をめざすという観点から民主的な体策を整備することにおく…(中略)…社会教育の面ではとくに新市のコミュニティ計画に対応する全市的対制に根ざす自主的市民の社会教育活動の展開を促進する……(以下略)

3. 現状について

本市における社会教育活動は旧市時代から地域に密

着した市民の一人一人に浸透する末端活動を重視しているが、その主軸は各地区の公民館活動、各種社社会教育団体の活動である。なかでも公民館はその公民館はその中核である。

(1) 本市の公民館は公民館は公立、類似公民館において各区間の設備、運営などの面でさまざまな格差がみとめられる。

(2) 地域住民から公民館によせられている希望の大半は、公立、類似公民館をふくめて、いずれも公民館活動の強化充実とそのための公民館の増設整備、備品教材の充実である。

(3) 公民館の当面している問題点

イ、施設の老朽化。

ロ、職員の配置。

ハ、行事予算の不足。

市民生活と密着した日常的な教育文化活動を育てるという意味において公民館活動の強化充実が本市における社会教育活動の重要な問題点である。

4. 計 画

公民館についてはコミュニティ計画に対応し社会計画でしめられているような地域組織、計画の線にそって地域住民の自主活動を助成する対策が全市的に確立されねばならない。

当面中学校区ごとに1館を設置し……公民館には館長、主事、その他必要な専任職員の確保が十分考慮されねばならない。

5. 社会計画

地域組織計画

- (4) 地域の組織化にその使命を真に自覚し、いわば新しい意欲にもえる公民館が果たすべき役割は大きい。地域開発の拠点としての公民館の役割を高く評価し、その発展をはかる。



1. 黒崎公民館の対象区域の概要

(別冊黒崎公民館概況参照)

2. 公民館の配置について

- ㊦ 八幡区における公民館の配置
- (2) 黒崎公民館の設置位置のもつ問題点
- イ、公民館事業の場合
 - ロ、一般市民の施設利用の場合
 - ハ、中学校単位設置のもつ問題点

■ 助言者の問題提起

久留米市社会教育主事 吉 瀬 純 一

1. 都市社会教育の課題

都市社会教育は急激に膨張する人口をかかえ、さらにその周辺部には新しい住宅や団地が建設されて従来の農地が新しい地域社会として形成されてゆく過程にあり、新たな課題をかかえ、それに対応する内容与方法を求めながら、暗中模索しているように思える。

したがって都市社会教育の問題は、従来の社会教育に対する考え方に追随することなく新たな視点から目的、内容、方法を探求し、創造してゆかねばならないであろう。

その視点として次の諸点をあげてみたい。

- (1) 新しい都市づくりのビジョンとそれに対応する社会教育の目指すものは何か。

3. 地域社会における連帯感の問題

- (1) 住宅街と商店街との連帯について
- (2) 都市における新しい地域社会観の紐帯は何に求めるべきか。
- イ、地域の適当な広さ
 - ロ、生活様式、感情
 - ハ、既存の住民組織に内在するもの

4. 地区館における職員の問題について

- (1) 職員の数と質について
- 公民館のもつ対象区域、施設、行事、施設利用度と関連。
- イ、数的不足
 - ロ、能力に過重な負担が要求される
 - ハ、職員の資質について
- (2) 職務分担(職掌)の相違がかもす問題点
- イ、人間関係の問題
 - ロ、公民館運営上の問題

5. 市民の立場からの問題点

- (1) 公民館の制度、機構の整備と公民館の公式化
- イ、村役所的傾向への傾斜
 - ロ、職員交流の問題
 - ハ、職員の勤務の問題
- (2) 公民館利用者(とくに青年)に対する雇用者側の警戒心の問題

- (2) 市民生活と意識の実態に対応した社会教育の内容としていかなるものがあるか。
- (3) 新しい都市づくりに必要な市民性の内容を個人的資質の面と社会的資質の面からいかに規定するか。
- (4) これらの要求に応ずる社会教育の方法として、いかなる教育形態が考えられるか。
- (5) いろいろな教育形態が考えられるであろうが、その中で社会教育施設形態による教育の在り方と施設の配置、施設設備の内容はいかにあるべきか。
- (6) その中で公民館はどのような位置と役割をもち、いかに配置され、いかなる内容と機能をもつべきか。
- 以上の基本的課題の検討を経てはじめて、公民館の在り方が明確になるのではなからうか。

2. 公民館の配置、施設設備について

都市における公民館の配置計画は、公民館だけでなく、市民会館、文化センター、公会堂、等公民館類似施設及び図書館、博物館、美術館などの諸機能を充分検討して、社会教育施設全体の中で公民館の果す位置と役割と機能を考慮して立案される必要がある。

狭い視野から計画は、スピーディに進展しつつある都市においては、数年にして行き詰まってしまうであろう。

久留米では、昭和40年度から社会教育施設の体系化と公民館の配置計画の研究に着手することになっている。

これは、昭和38年度・39年度において公民館の配置計画について社会教育委員の会議に諮問し、研究が重ねられ、地区公民館をつくとすれば全市的に何館必要か。地域の類型に適応した公民館の規模内容はいかにあるべきか、職員の配置はどうしたらよいか、現在の校区公民館をどうするか、地区公民館体制への移行はどうするかなどについて答申がなされている。

これをもとにして、さらに新しい都市づくりのマスタープランとの関連を考慮して、社会教育施設の体系化を回り、その中で、答申案による公民館の配置計画を練ることにして、40年度社会教育委員の会議に諮問することにして、このように慎重な構えを取っているのは、10年～20年先に全く使いものにならないような公民館はつくりたくないからである。

3. 公民館の職員について

新しい都市社会教育の在り方に対応して、それを行なう者の新しい資質と知識技術の内容が明らかになれば、教育訓練の方法が検討されなければならない。

これらの都市社会教育が施設を中心として展開されるものであるとすれば、施設職員として、次のことが要求されるのではなからうか。

- (1) 激動する社会の動きを的確に捉え、それを社会科学、人文科学的な広い視野で体系に理解し、さまざまな社会現象の本質と相互関係をつきとめる能力。
- (2) この能力は事業の企画力に關係するもので、これを基礎として、企画に対する技術を身につけること。
- (3) 企画に必要な情報資料を収集する組織と方法を身につけること。
- (4) 教育的環境の構成原理と方法を身につけること。
- (5) 学習指導の原理と方法を身につけること。

- (6) 社会教育行政事務の内容と方法を理解し、事業の内容を要素に分析し、それを数量的に表現し、統計的に処理する能力をもつこと。

これらの資質は、施設職員の基本的資質であり、これには特別の教育訓練が必要である。

一般行政職員の優秀な者を抜てきし、施設職員に必要な一定の研修を課して、配置すべきであろう。

ここで一般行政職員と施設職員は交流されるようにし、施設職員として実績を挙げた人々の中から一般行政職員の役付に昇格させるといった人事管理体制を確立するようにしたいかがなものであろうか。

4. 事業について

社会教育の内容が实际生活に即応するものであるためには、住民の生活基盤である地域社会の課題を適切にとらえ、これを事業内容として編成し、企画しなければならないが、最近の都市生活の流動性と内容の複雑化及び単純化への両極分化は公民館における適切な事業の企画を一層困難にしているのではないだろうか。

このような客観情勢の変化に対応する新しい研究とその体制がまだかたまりず低迷しているようである。

そこで次のことを提案してみたい。

- (1) 地域社会及び個人の生活現象を具体的に把握するための情報網の確立と調査の技術の開発—運営審議会の構成と機能の再検討及び、公民館職員の自主的研究組織の確立—
- (2) 地域課題や生活課題を具体的な現象としていかなるもので代表させるか。その課題は映像化され得るものかどうかを研究する。
- (3) それぞれの課題の内容をなす要素はどのようなものか、その内容は具体的な姿として、どこにどのように存在しているかを研究する。
- (4) それらの課題の内容をなす要素をいかに組み合わせ、いかなる方法で提示すれば住民の自主性に根ざした活動が期待されるかを研究する。
- (5) そのために、施設、設備の機能をどのように整備し活用したらよいかを研究する。

以上のような研究が現在欠けているのではなからうか。

従来実施されてきた事業は公民館当事者の感と経験を中心に、定型化した方法で行なわれてきたのではないかということを反省してみたい。

地域社会にある人的、物的資源をもっと活用する工夫をして、魅力ある事業を企画実施するようにつとめるべきであろう。

問題提起

福岡市社会教育主事 吉 村 一 馬

1. 地縁性に根ざす社会連帯感を強める方策
2. 学校教育と社会教育の接触を強化する方策
3. 文化教育を多面的に深める方策

第2部門 地域の民主化と社会開発のため町内部落公民館は どうしたらよいか

■ 研究討議の主眼点

1. 性格、組織等について

- 1) 町内部落公民館のあり方はどのように考えればよいか。
- 2) 町内部落公民館の組織はどうなっているか。
 - 地域開発、住民の意識開発の面からみて研究すべき点はないか。
- 3) 町内部落会等自治組織と町内部落公民館との関係はどうなっているか。
 - 両者の関係で研究すべき点はないか。

2. 事業について

- 1) 地域課題をどのようにつかみ、その解決のためどのような事業を行なってきたか。
 - 事業実施の面でどのような問題があったか。
- 2) 公立公民館や生活に直接関係のある機関、団体とどのように連携をとってきたか。
 - 連携の面でどのような問題があったか。

■ 実践現場の問題提起

僻地離島の町内部落公民館の問題点

八女郡矢部村公民館主事 赤 石 春 雄

矢部村は、福岡県では最南端で大分県と熊本県の県界に位置した福岡県で最も山間へき地村である。東西11.2K 南北11.4K 総面積は81.7平方千で地形は一般的に急傾斜が多く、平坦地は矢部川を中心に両岸に平行して在り部落も矢部川に合流する支流の谷間に散在している。

矢部村は、景勝地として日本百景に入選した日向神峡に近代科学の粋を集めて建造された旱害、洪水、発電の多目的県営ダムが昭和35年に完成した。ダム建設に伴い220世帯が住なれた土地を追われ県内外に転住し、人口も減少し現在4,907人となったのである。人口の減少により昭和40年度として行政区の区画整理に着手、25部落だったのを16部落に統合し4月1日から発足したのである。

矢部村の中央部に役場、郵便局、農業協同組合、森林組合の施設があり行政指導をしているが、部落住民が用達に中央部まで出向のに約半日は充分かかる部落が数多いのである。

(1) 交通機関

堀川バスの単独路線で1日26回往復で柴庵から福岡、羽犬塚方面に、また鯛生方面にも運行され大分県日田市、熊本県杖立までバスで約3時間半で行ける。

(2) 教育施設

各谷に小学校が矢部小学校、飯干小学校、高巣小学校、日出小学校、御側小学校、5校（内複式校1校）
中学校 矢部中学校1校 保育所1 幼稚園1

公民館職員

中央公民館長 1（教育長の兼任）

主事 1（社教主事の兼任）

校区公民館長 5（小学校長の兼任）

公民館活動

中央公民館では定期的には青年学級、婦人学級家庭学級を開講し年2回部落公民館長の研修会を行ない指導者の養成に重点を置き一般教養は成人を対象にした講演会を実施し変ぼうしつつある社会に対応する住民の感覚を深めると共に青少年の健全育成や交通事故をなくする運動や新生活運動の推進にその成果をあげている。

(3) 部落公民館施設整備状況

公民館施設を有する部落名

横手公民館	32戸	175人
日出公民館	26戸	137人
秋切公民館	22戸	137人
神窟公民館	29戸	73人
竹原公民館	59戸	307人
柴庵公民館	81戸	414人
中間公民館	22戸	127人
古田公民館	27戸	153人
柏木公民館	27戸	143人
白ノ木公民館	40戸	239人
栗原公民館	32戸	171人
中切畑公民館	36戸	209人

残り4部落は施設を有しない。

2、3の公民館では結婚衣裳、会席類、座ぶとん等を整備し使用料を徴収、それを積立て維持費に当てている部落公民館の維持費については村から助成なく部落住民が共同作業などで得た賃金をそのまま公民館運営資金に充当し、それ以外は毎月1戸当り50円を徴収、その他村からの奨励金を運営費としている。

(4) 公民館活動

毎月上旬に定例会があり、行政面の示達事項や部落内での事業計画をたてそれを実践し、青壮年、婦人会、老人クラブ、子ども会などのクラブ活動を行ない、主として農林業の技術向上、良い環境作りに活動している。

活動の主な点は

1. 生活改善の推進
2. 子ども会の健全育成
3. 防犯活動の強化
4. 環境衛生の徹底
5. 農休日の設置運動

以上5項目を主柱として取り上げ実践している。

(5) 部落公民館としての問題点

1. 部落公民館は地域住民の自主的立場から部落民の集会の場として建られたので社会教育、特に実

技学習の場としては施設が不十分である。

2. 人的関係では部落公民館長は各部落共区長が兼任し行政面での下請的な存在である。積極的に部落活動するには専任主事が必要である。
3. 運営資金では各部落共地域住民の負担になっていること。
4. 部落公民館に対する住民の心構。各種の講演会や講習会を中央公民館で行なっても一部の限られた人のみしか集らず肝心な人の集り

が少ない、その点では部落公民館で行なえばっていい公民館活動が出来、部落住民も望んでいる。それと指導者の養成並びに施設の整備が不十分である、そのためには是非とも部落公民館の育成強化が必要である。

5. 類似公民館施設に対する国庫補助の増額について山間僻地など文化の恩恵の少ない地域にはもっと重点的な補助が必要である。

■ 助言者の問題提起

僻地公民分館活動の主軸

前教育庁八女出張所長 秋 吉 紋 吾

一言にして言えば、僻地こそ公民館活動即新生活運動の線で行きたい。

都市も農村も僻地も、非常な烈しさで揺れ動いている。そしてその波紋は、何等かの形で社会の構造的変化を伴わずにいない深刻さで、全生活の上に押し広がりつつある。この社会の急激な変貌は、公民館活動の上にも、変化を来さざるを得ない。これからの社会に公民館がなくてはならぬものとしての存在意義を認められ、社会開発の中心施設として、振興発展の道を辿るか否かは、吾人に課せられた重要な課題である。故にこの事が如何にむずかしかりとも、お互の幸福と、幸福な社会を築くために努力を尽すべきである。その努力を培い、寄せ合うところにこそ、公民館活動に課せられた役割があるといえる。

特に僻地については、その上に問題は山積している。

1. 僻地も生活が次第に都市化してきた。反面非民主的な伝統的な因習も残存している。
2. 出稼ぎ問題も愈々深刻化してきた。それは一般にその低所得性貧困性の上に生活欲求の増大から消費の膨脹等生活構造が次第に変ってきた故だろう。
3. それと共に、生活環境上の問題点も多い。労働条件（特に主婦や老人）僻地災害問題、交通、福祉施設、教育施設、防災施設、通信施設、保健医療施設、保安、文化、娯楽施設、店舗等の問題、等多くの問題点をもっている。

一般的に言って僻地こそ一層社会開発の必要はある。

1. 公民館の施設設備の充実は勿論のこと、分館による教育活動の拠点を確立する。

2. 近代学習組織の確立に努め、自主的学習活動を促進する。

3. 教育効果を高めるため、重点的に指導、有志指導者の養成とその獲得に努めることは、僻地の現状より考えて、最も大切な事であり、その上、各種機関や各団体の総合的な組織化を図ることも大切である。

4. 産業研究を主軸とする青少年育成活動に努める。

5. 地域、或は生活課題に立脚した新生活運動を促進、生活の近代化を図る。

等総合的計画の下に、人間形成を基本とした村起しが必要と思うが、これには前にも述べたものを含めた多くの問題点がある。然し何をにおいても、公民館活動に参加する本人、つまり活動の主体者自身の主体的活動でなくては、効果は挙らない。故に活動の目標は、主体者自身の生活欲求の中から求められ、設定される事が肝要である。

(1) 地域住民の社会的欲求はどういうものか。

(2) それがどの程度の強さで、範囲はどうか。

(3) 誰がその欲求を強くもっているか。

に始まり、これ等は印象や簡単な数量で結論づけるようなことでなく、出来れば社会調査の方法や技術を取り入れ、これを駆使し得たらなおよいと思う。

(4) これ等の要求を満足させる社会的資源には、どんなものがあるか。

(5) 指導者には、誰が適当であるか。

(6) どの範囲に先ず組織化したらよいか。

等も併せて調べておくがよいと思う。

以上が一般に問題の発見と言われているが、この他なお忘れてならぬ事は、地域人の将来にとって、必要

な事柄を、刺戟を与えて意識を上らせて、新しい要求を開発することも大切である。つまり客観的に見て、この地域の問題点は何か。何が欠けており、どこがアンバランスなのかをみ出すことである。

次にこうして掘り出した問題は分析すべきである。分析とは、「問題にかかわり合っている種々の要因を洗い上げ、どういう要因が、からみ合ってそうした問題が構成されているのかをつかむ」ことである。

- (1) 先ずその問題のマイナスの要因、或はプラスの要因をとり出す。
- (2) このとり出した諸要因を並べて見て、どれがより「きいている」のか、より重い要因なのか、相互にウエイトをつけて見る。(重要性検討)
- (3) 次にそれ等の要因の中から、吾等自身の力で現実に動かすことが可能かどうかを検討して見て、可能度の高いものから順位をつける。(可能性検討)

その次に対策樹立をする。これについて注意すべき点は、

- (1) 実際活動に当って、目標となっている問題の水準を高めるためのプラスの要因を考えるだけでなく、その問題にとって、マイナスとなっている要因をいかにすれば弱め得るかという視角からも見る。
- (2) 運動は、個人を対象にして個別的に説得したり、知識普及を図ったりするのではなく、なるべく集団的な場を作り、その「場の力」を利用して、人々の態度や物の考え方や行動を変えさせる試みが大切と思う(組織志向的)

- (3) 運動遂行上利用可能な手段を充分検討しておくこと。例えば各種団体の総合的な体制や広報活動等。

次に愈々運動実施の段階だが、これはあくまでも集団思考型の活動であるべきだし、この鍵になることは、活動の目標自体が個々と直結しているという意識が持たれることが必要である。そのためには、あくまで集団の話し合いが大切である。それと共に目標達成の見通しが全成員に与えられていなければ力が出ない、活動意欲が湧かない。

こうして展開された組織活動は、これを評価する必要がある。反省検討である。

- (1)他の問題との関連性は、(2)効果性は、(3)速効性は(4)発展性は、

以上その筋の大要を見たが、このいき方は、新しい人間関係を設定しながら、現実の生活上の問題解決、ひいては新しい人間像形成をおしすすめる手段ともなり得るし、日本の現状より特に僻地に於て必要な手段であると思う。ただここに注意すべきことは、

- (1) 現在の社会問題中には、その性質上一定地域のみで解決し得ないことがあること。これをとり上げると、専ら内側だけ解決の道を求める方向を辿るおそれがある。
- (2) 国や地方自治体等の行政機関の責任を転嫁してしまうおそれがある。
- (3) 指導層の権力的地位や自分たちのための体制維持の足掛りに利用し、地域住民の心理的操作の手段として使われる危険がある。

僻地、離島の町内部落公民館

県社会教育課主事 川崎 隆夫

離島を含めて僻地といわれるところは、いま最もきびしい社会変ぼうの波にさらされている。人口の流出は地域の若い働き手を中心にとどまるところなく進行している。生活の経済的基盤をなす生産活動の停滞ないし衰退も現われてきている。例を稲作にとると昭和35年を境として作付面積は年々減少しているが、とくに山間部農業の中心作物のひとつである陸稲では実に27%も減っている。離島を中心とした沿岸漁業も漁業資源の減少、大資本漁業の圧力等に大きく影響をうけている。

このように、僻地に生きる人々にとって当面している生活上の課題は極めてきびしいものがあるという事

実は共通に確認されなければならない。このような地域における公民館活動の課題はまさにこのようなきびしい具体的な事実にとどまりくむかというところから出発すべきである。

しかも、公民館活動を展開するにあたっての地域社会の部落構造、人間関係においても他の地域に比して古い伝統的なしくみがかはるかに多く残っているであろう。さらに新しい社会の進展に対しては、文化的環境についても恵まれていない。

このようなきびしい環境と深刻な生活課題に対して、公民館はどのようなかたちで住民の願いを組織し、活動を展開していくべきかについて、各地の実状

と実践体験を出しあいながら考えてみよう。

- イ、地域の生産動向はどのような傾向をたどっているか。
- ロ、地域の労働力人口の動きはどうか。
- ハ、地域の後継者はどうなっているか。
- ニ、このままで僻地の生活と生産は守られるだろうか。
- ホ、みんなの願いを寄せあい、組織した地域計画とはどんなものだろうか。
- ヘ、僻地の生活を高めるための法律や権利についての住民の認識はどうだろうか。
- ト、部落を出ていった人たちの生活はどうなっているだろうか。
- チ、地域の中で守るべき伝統と、打ち破られなければ

ばならない因習とは何だろうか。

- リ、文化面での遅れはどのような点で問題だろうか。
- ヌ、僻地で子どもを育てる母親の悩みを出しあおう。
- ル、残った青少年たちの実情はどうか。彼らの悩みと願いは何だろうか。
- ヲ、僻地の教育環境にはどんな問題があるか。
- ワ、僻地における教育活動の指導者にはどんな人が望ましいか。どんな人が指導力を発揮しているか。発揮していないか。
- カ、僻地の公民館はどのような役割を果たしているか。その実態を出しあい、望ましい姿を画いてみよう。

第5分科会 都市近郊と農村の町内部落公民館

■ 実践現場の問題提起

三瀨町公民館の分館活動より見た 民主化と社会開発に対する諸問題

三瀨町公民館主事 西 田 修 一

三瀨町の分館は、分館というよりは部落公民館の性格に近い。平均111戸、予算額は一分館約40,000円である。

主題の「民主化」や「社会開発」は、単なる教育活動ではなく、実践的なものであり、新生活運動の現場とも云える部落公民館に期待し、又ここを基礎におかねばならない。

I 変貌の実態

部落公民館は実際生活に即した運営が特に望まれるものであるが、それは急激な社会変貌に即した運営ということになり、社会変貌は一応とらえておかねばならない。関連のあるものを簡単に挙げてみると、産業やマスコミや交通の発達が顕著で、三瀨町は近郊的性

格が強まって来たことである。具体的には青年の流出、戸主不在の農業、長期出稼ぎの普及化、婦人の職場進出、等がめだち、問題とし家庭の喪失と青少年の非行化傾向、共同体的にもの考え方が変わって来ており、生活構造の複雑化とともに、部落内にはそれらの多様性が表面に出て来ている。

II 基本的な問題

1. 社会教育に対する認識が薄いこと

一般的には三割社会教育という言葉があるが、自分たちの問題を自分たちの問題として意識していない、意識してもあきらめている。

あるいは自己中心の功利的な考えに固まっている、役員選出もおざなりである。

部落公民館の必要度

項目	特に必要	必要	不要	関心がない	わからない	無記入	計
数	67	205	13	29	22	56	392
比率	17	52	3	8	6	14	100

町長、議員、区長等の行政関係者の熱意があまりなくて、一部にははっきり不要論を唱える人もいる。形の上だけ整えておけばよいといった恰好である。

分館長との報酬の比較

年度	31年	34年	36年	38年	40年
議員	22,000	36,000	96,000	108,000	168,000
区長	12,000	16,000	22,000	30,000	43,000
分館長	2,000	2,000	2,700	3,300	4,000

分館の役員については、組織の充分でない所があり、又あっても生かされていない。例えば役員会が殆んど開かれていない。行事についても年来の踏襲に終始している所が多い。又は本館の下請に甘んじており、運営技術の向上等が考えられていない。

2. 施設や設備が完全でない。

施設が古い、新築は僅かに二分館である。狭くもあるので機能は発揮出来ない。

20坪以下 14分館 (平均15坪)

20坪まで 4分館 (" 25坪)

32坪 1分館

50坪 1分館 (町集会所の併設)

2. 分館経費が少ない

昭和39年度予算額の一分館平均額は40,000円、平均額以上の分館は僅かに六分館最低5,000円、最高77,000円、一戸当たり年平均額340円、最低91円、最高1,500円

III 民主化と社会開発についての諸問題

1. 住民の実態がつかまえていない

住民の実態を知るための調査や研究が行われていない。又役員会や反省会で十分な討議や問題追求が行われていない。

希望している分館の事業

1. 学級的なもの (子供・青年・婦人・成人)
2. 実技的 " (衛生・農業・生活・交通)
3. 運動的 " (公明選挙・環境衛生 他)
4. 体育的 " (運動会・球技等)
5. 文化的 " (趣味・展示会等)

この調査結果では、分館活動を一般教養の向上の場としてとらえているということである。あるいは、学級的なものが一般的に多く開かれているということでもあって、問題はただそれが意図的なものであるかあるいは民主化や社会開発に連がる動機づけの役割りが

果されているかどうかということである。

分館内でのグループの結成希望

1. 料理グループ	5. 謡曲グループ
2. 農事研究 "	6. 町政研究 "
3. 家計簿研究 "	7. 碁・将棋 "
4. 生花 "	

2. 役員会や委員会が開かれていない

分館の中心課題についての検討も充分されていない。従って独創的でない。変貌していく社会に公民館の行事が整理され、新しい事業への移行がスムーズに行われていない。

又指導者やリーダー養成のことが一向に考えられていない。後継者の養成もない。

分館役員に対する要望

サービスの向上	31	役員の変更	16
研修の強化	56	その他	—
規律の厳正	35	無記入	221
職務の遂行	37		
人員の増減	31	計	427

3. 団体に対する連絡調整が見られない

団体員としての意識が年々薄れて来ている。団体こそ民主化やその地域の開発に積極的でなければならぬが、団体自体も分館側も育成についての考慮が殆んどない。

更には団体間の連絡がなされていない。他とは全く没交渉な運営が続いている。

4. 行政面との連絡が充分でない

行政面との連絡や調整が充分でないので実践活動がうまく行かない。やむを得ず分館長と区長との兼務をしている所にしても、決して実践面までの盛りあがりが見られない。行事だけを追っている観すら見える。

5. 啓蒙教育活動が充分でない

民主化や社会開発には、その住民の理解が根本となるものであるが、その啓蒙や教育活動が充分に行われていない。その中で行事が続けられても無意味である。啓蒙の場合は広報活動との関連が大きい。この広場は常に忘れられている。非参加者、対家庭への広報活動が殆んどない。

学 習 や グ ル ー プ、 啓 蒙 運 動 へ の 参 加 意 識

ぜひ参加したい	71
出来るだけ "	157
余り気が進まない	14
学ぶ気はない	4
どちらとも云えない	14
わからない	15
無 記 入	114
計	386

積極的に卒先してやりたい	56
出来るだけ努力する	248
あまり気がすすまない	2
やりたくない	4
どちらとも云えない	8
わからない	6
無 記 入	102
計	426

実践活動への結びつきが弱い
問題の提起や学習だけの繰り返しでは、却って反感

や軽視となる。実践への踏み切り方それは今後の重要な課題である。

■ 助言者の問題提起

九州大学教育学部助教授 岩 井 龍 也

1. 町内部落会等の自治組織が自治活動を充分に行なわないことが、町内部落公民館の役割をはっきりしないものになっているのではないか。

1) 町内部落会等の自治組織不要論が一般的ムードとしてある。それは理論的には、いわゆるボス勢力(新旧)の活動拠点となり、自治活動が行なわれ得ない基盤をそうした組織がもっているからであると考えられているし、又一方では、現実的には地域社会の崩壊が始まり、さまざまな生活事情の人達が地域にあらわれ、個人生活の建設と防衛にとどまっているという住民の事情が、未だ組織的結合を可能ならしめるまでに至っていないためではなからうか。

しかし、都市近郊あるいは農山村においては、いまだ地域組織が現に存在し、地域社会のために意味ある活動をつづけている場合が多くみられる。したがって、その活動のあり方と公民館の役割の関係を考えてみる必要がある。

2) 自治組織が本来の意味で自治活動を盛んにした場合、公民館はいかなる役割をもってくるのか。

2 部落民の教育的要求に応える活動を準備することは町内部落公民館の役割として適切なことか。

住民はそれぞれ自分の職業的能力を磨き、趣味生活を拡充したいと考えているであろう。また、社会的な

本来の意味での自治活動は社会生活の諸部門に関して、絶えず地域生活の現状をとらえ、課題意識の啓蒙を行ない、機会をとらえてその解決に挑戦を試みるものであるべきである。いわば恒常的な活動と解決をめざす直接的な活動とがあるといえよう。しかし、現状の活動の多くは行政から協力を求められた事項についての対策協議にとどまっており、受動的な働きといわざるを得ない。勿論行政からの働きかけが問題なのではなく、それをうけとめる体制として自治活動のないことが問題なのである。

こうした現状において、公民館はいかなる役割をもつべきなのか、自治組織の中に入って、自治活動そのものの展開にあたるべきなのか、自治組織における自治活動が進められやすい環境をつくることをねらうべきなのか、公民館活動の性格や組織もそれによって異なってくるであろう。

要請としては自治の能力と態度をつけてもらいたいと望まれている。こうした住民の要求に、現在の町内部

落公民館はその規模、能力からして、充分満足させられる力をもっているのであろうか、もしないとしたらどのような役割をこうした要求の実現に対してとるべきなのであろうか。

現在ではともすれば地域意識、部落意識あるいは地

3. 町内部落公民館は地域課題をとりあげ、それを契機として学習活動や実践運動を試みようとする努力している。公民館がそうした活動の主役になって動くことはよいのであろうか。

いわゆる公民館施設不要論はこうした地域課題にもとづく学習の実現を重視した考え方からでてきているのであるが、それ自体が公民館という機能を分化しきれないでいる考え方ではないのであろうか。地域課題をとりあげた学習活動や実践運動はいかなる組織がやるのか、公民館で努められた人がやるのか、自治組織がやるのか、地域にあるその他の組織がやるのか、こうしたことがきまってくることによって公民館の役割

域社会、部落社会づくりということにとらわれすぎで、住民個々人の教育要求を素直にみつめ、そのための対策として部落公民館がどのような役割を果さなければならないかの検討が忘れられているように思われる。

もきまってくるはずである。地域課題の構造の分析、それへの対策の検討は自治組織の中にある担当組織が行ない、その実践はそのためにつくられた組織がうけもつのが至当であろう。そうした時に、公民館はそれらの活動がうまくゆくように施設や材料を提供したり、あるいは分析や対策を検討するのに方法的指導が必要な場合にそれを行なう機関なのであろう。

町内(部落)公民館の問題

八女市公民館長 平 島 忠 太 郎

一、はじめに

問題提起するにあたり、町内(部落)公民館を「公民館の経営」の中にどのように位置づけるか……即ちその在るべき姿勢と方向についての概念づけにふれる必要を感じましたが、ここでは、話題の誘発をはかることと、八女地方に残っている課題について、経験評価を中心に問題を提起することにしました。

二、八女地方に於ける公民館の出発 当時のあらまし

昭和23～24年に町村公民館が設置され、ついで町内(部落)公民館が、当時は分館という組織体で編成され、人と組織そのものが、地域の生活センター、文化センター、或は政治センター的な役割を果たして来た、そこでは運動という力学的な傾向が強かったことを否定出来なかったように思う。即ち社会教育行政としての概念づけが不十分なままに、事が運ばれ、地域社会と住民の意志をリードして行く結果を生じた。

又当時の一つの傾向として云えることは、概ね町村長が公民館長であり、且つ自己犠牲の上に立った公民館主事が、不十分な身分保障にめげずオーバーな勤務態勢を続けたことが挙げられる。(公民館職員の多くは、引揚者、疎開者、教員退職者等がその主流であ

た)

今日町内(部落)公民館の問題を取り上げるにあたって、公民館出発当時の背景を無視出来ない理由の一つがこの辺にあることを知らねばならないと思う。

又公民館運動(当時はそう呼んだ)が拡大発展の領域をはじめ主として農村地域においたことも、今日に至って一つの課題を残しているように思う。(思想や経営感覚の変貌テンポは、都市や労働者のそれに比し、スローであり地味である。)

三、今日の問題あれこれ

(A) 公民館の性格について

公民館ということばと、そのふんいきを知らない人は少ない、それでいて公民館とは何かと住民に問うてみると……さあ—ということばがかえってくる……又社会教育施設という公民館もその利用形態は、行事集会に終わっている傾向もある。その原因の中には、

(イ) 公民館発想当時の公民館指導概念の中に地域住民の組織、活動をも含めて運動の展開をはかっていたこと、又戦前の全村学校的な方向をとっていたこと。

(ロ) 町村長が公民館長を兼務して出発したために、行政構造そのものを支える条件として魅力を持た

せたこと。

イ) 公民館主事等の機能的勤務が、結果においては一つの教化主義をとってきたこと。

ロ) 人そのものが、特に町内(部落)公民館の場合は施設や教材にかかわる活動に終始する傾向が強かったこと。

等があげられるように思う。

こうした原因と要因を底辺に持つだけに、或は現に多くの町内(部落)公民館長が一般行政職と兼務である状態に於て、類似公民館論のみをもって現場に臨み、逃げの指導に終るとするならば、問題ははいよいよ混迷するばかりではあるまいか。

(B) 町内(部落)公民館の施設設備について

町内(部落)公民館は社会教育施設として類似の公民館であるが、これを一般行政的な立場から見ると、いろいろな形と内容で公費を投資している現状から、仮りに町内(部落)の所有管理であっても問題は残る。

逆に市町村の財産に編入しても、現状は財政事情や地域の実体からして、実質管理は類似的なものにならざるを得ないし、行政職と兼務の館長が多い場合特にそういう事態になりかねない。

又社会教育施設として建設された町内(部落)公民館も農山村にあっては、共有財産(山村や土地)を処分して財産源とする処が多く…(地区館…学校体育館(講堂)等もその例外ではない)その使用行為や、経営管理者が社会教育機能外に求められる結果ともなっているのである。この辺に建設過程をよ

り重視する必要があると考えられる。

(C) 中央公民館地区館と類似公民館との関連

イ) 中央公民館の経営をより効果あらしめるために、各地域(町内)の共通課題となるものについては、中央公民館と町内公民館の共催事業化すること。

ロ) 中央公民館の事業(例えば連絡調整等)のうち積上げを必要とするものについては町内公民館で共通基準を設定して開催する。

ハ) 町内公民館長の研修と町内公民館の運営基準を設けて総合効果をたかめる。

ニ) 新生活運動と社会教育の関連、並に教育効果を町内公民館で具体化する。

以上は社会教育施設としての類似公民館の関連課題かいかつということよりも、中央公民館の事業をより広く効果あらしめるためにとっている一つの事実をあげてみたわけであるが、これとても問題が多い、又社会教育行政上このような事業形態は理論をいよいよ混迷ならしめるということにもなる。

おわりに

類似公民館の性格づけを更に明らかにし強化すべき面はむしろ積極的に取り上げて中央公民館若しくは地区館等の事業効果をたかめる必要があると思う。

更に行政上の混迷をさけるために、社会教育課と公民館の関連をより明瞭に整理して関連課題のかいかつを図るための根拠を具体的に認識しあう必要があると思う。

問題提起

県社会教育課青少年教育係長 入江 寛

1. 学習課題へのとりくみ

農村も都市近郊も、新しい産業基盤を培うためには古い地域社会のしくみから新しいしくみへの脱皮が要求されている。その根底には地域住民の意識の開発と生活の再編成が必要であり、この立場に立って学習課題が具体的に設定されなければならない。

(1) 農村の課題

イ、「家」中心に組織化された部落のしくみを個人の必要や要求をとりいれたしくみに再編成する時期がきている。

ロ、同時に広い視野から部落や村の問題を考えさせる姿勢も大切である。

ハ、生産の共同化、生活文化の向上その他の課題

(2) 都市近郊の課題

イ、個人の自覚も強まり、生活も都市的要素が多くなり、古い農村的風土の中に都市化され、近代化されてゆくものを、どのように調和させ、農家と勤労家庭とを含めて新しい地域社会のしくみをどのように作りあげてゆくかが課題である。

ロ、地域活動の新しいしくみを考えよう

地域の社会教育団体、目的機能集団等が行う地域活動の中に、地域住民の個人的必要や要求を積極的にとり入れてゆく。

(例) ・勤労者のための集会
・農業者のための集会

- ・若妻のための集會
- ・趣味的結合による各種グループ活動の育成

2. 町内部落公民館はどうしたらよいか

- ※ 生活を明るく豊かにするために、古い生活様式や考え方を新しく作りかえてゆくしくみが公民館事業の中にとり入れられる必要がある。
- イ、農家、兼業農家、勤労者等がもつ共通の課題、要求を掘りおこし、その学習の場所と方法を提供してやる。
- ロ、地域住民の連帯意識を強めるような学習課題を

- 設定する。
- (イ) 農業の生産性を高めるための研究グループの育成
- (ロ) 農村に文化的施設の設置—生活を明るくするための有線放送の設置
- (ハ) 余暇利用や消費生活の在り方についての研究会の開催
- ハ、地域の行政や住民活動に必要な情報の提供
- ニ、生活の必要と趣味的要求を充たすために、いろいろな行事の開催
- ホ、生活上の必要と要求に支えられた仲間集団の育成

第 6 分科会 都市の町内部落公民館

■ 実践現場の問題提起

町内部落公民館の性格

大牟田市社会教育主事 高 口 道 之

これまで町内部落公民館を、「公民館類似施設」だとして、公民館の下部機関ないしは出先きとして分館あるいは支館という隷属的な位置と役割を与えている例が多くはなかったか。

社会教育推進のために、住民の自治組織・居住組織を基本単位とする町内部落公民館の設置が提唱され、受け入れられていったのは、単に公民館が及ばない領域に対して、公民館類似施設としての機能を果させるために考えられていったものであろうか。地理的に僻地であるという理由等で設けられる分館とはちがった性格と役割を、町内部落公民館はもっているのではないか。



町内部落という住民の一体観、連帯感のなりたちやすい地域—地域共同体意識の成立するところ—を単位としている。それはつぎのような役割をもっているからだと考えられる。

- (1) 地域生活課題の解決を社会教育という立場からとりあげ、共同学習をすすめ、町内ぐるみ、部落ぐるみの力で、町づくり・村づくりの方向に発展させていくことをねらいとしている。
- (2) 自治組織における活動とタイアップし、地域民主化を推進、具現していくことをねらいとしている。
- (3) あわせて個人の自主性の確立と、市民性の高揚を

はかることをねらいとしている。



要するに、公の施設である公民館と、学習のための住民組織である町内部落公民館との性格のちがいははっきりさせて、それに応じた役割を果すよう運営をはからねばならない。



1. 町内部落公民館の事業

住民自らが課題を発掘し、それについての理解を深め、実践への主体的な力を結集するために、学習活動を展開しなければならない。

課題解決のための学習と実践

(実践_n) — (発達課題_n) — (学習_n)

↑ ↑ ↑

(実践₂) — (発達課題₂) — (学習₂)

↑ ↑ ↑

(実践₁) — (発達課題₁) — (学習₁)

大牟田市における事例

1. 入船・高砂町 伝染病多発地帯における環境衛生活動
2. 萩尾町 交通不便なところバス路線延長
3. 三川町2丁目 商店街で商店経営者の組織化による経営合理化・地域発展のための

学習組織化

4. 上内地区 周辺農村地区でミカン共同栽培、共同開墾事業の推進
5. 大正校区 市街地青少年非行の多い地区における青少年対策推進



これらの事業展開にあたっては、公民館や関係団体と連繋を保ち、それらからの有効なインフォメーション（資料の提供、講師の派遣など）を活用していかなければならないことはいまでもあるまい。



2. 町内部落公民館の組織

館運営に地域住民の意向が十分反映されなければならない。そのため運営組織（運営委員会）の構成にあたっては、地域住民各層の意向をよくとれるよう考え

ねばならない。

なお、運営委員会は館長の諮問機関であるよりも、議決機関であることがのぞましい。

事業展開のため、地域生活課題に応じて、町内部落会等の自治組織に、学習の成果を実践する必要な部のため専門委員会がおかれ、それと一体となって課題解決をはかるように推進していくことがたいせつである。



地域生活課題の解決のためには、一町内部落公民館の力ではないこともある。そのため、他の町内部落公民館との連携い組織が必要である。



同時に、事業展開のため、各種団体や機関との連絡を常時密接に保っておくことも考えておかねばならない。

■ 助言者の問題提起

九州産業大学助教授 小林 文 人

公民館は、たとえ町内・部落の「類似施設」の公民館であっても、やはり社会教育機関としての性格と機能をもつべきであろう。

もともと公民館構想のなかには、これが単に社会教育機関であるにとどまらず、「町村自治振興の機関」であり、あるいは「産業振興機関」であり、「社交娯楽機関」でもあるという工合に、いわゆる地域総合機関としての性格が与えられていた。公民館はムラの茶の間として家庭的に運営されねばならないとされてきた。公民館はまた、魅力ある施設でなければならないが、しかし「施設は単に公民館の一面に過ぎず、設備は備わなくとも魂がこもり町村民の支持があれば立派に公民館の名に値する」とされてきた。（寺中作雄『公民館の建設』昭21より引用）

この公民館構想には、たしかに今日の公民館活動においても軽視できない原則がうたわれている。しかしともすれば、あまりに総合的すぎて肝じんの社会教育機関としての性格がぼやけたり、あるいは施設・設備よりも実際の活動が重要視される（機能論）という立場によって、今なお貧弱な施設しかもたない、甚だしいのは施設さえもたない、公民館も少なくない。

町内・部落を基盤に公民館を設置しようという、いわゆる当時の部落「分館」の設置は、とくに公民館運動の初期において、全国的に広くゆきわたった方式である。例の『公民館設置運営要綱』（文部次官通牒、

昭21）でも、「公民館設置の手続き」の第一として、町内会・部落会を手がかりにすることを勧めている。実際に公民館を設置する町村の側でも、既存の伝統的な町内・部落を利用することが便利であった。町内・部落公民館は、すくなくとも初期公民館運動においては、代表選手だったのである。それだけに、この方式には寺中公民館構想にもらわれている性格・特徴、その矛盾と問題点をもっとも典型的に内包されているといえてよからう。

町内・部落公民館は、中央公民館などと比べれば「ムラの茶の間」的な公民館になりやすい性格のものであろう。しかし同時に、「総合的」機関であるというところから、町内・部落内部の雑多な活動、行事、仕事は公民館活動のなかに未分化なまま集中しがちである。あるいは、町内・部落全部のいろんな組織、団体、集団が公民館組織として網羅されることになる。その結果、公民館組織と町内会・部落会という地域住民組織がまったく重複してしまって、両者の見分けがつかなくなる。そういう過程のなかで、地域住民組織は生き生きとしているが、公民館組織は有名無実となったり、あるいは公民館組織のみあって施設がまったく忘れられたり、あるいは社会教育活動がいつの間にか姿を消したり、という傾向が多いように思われる。それだからこそ町内・部落公民館はあくまで「社会教育機関」としての性格を明確にすべきであろう。

したがって活動の主たる内容は、まさに社会教育的活動でなければならない。「総合」とか「網羅」という言葉はいかにも魅力的であるが、そのことのために、公民館の本来的な任務が忘れられては意味がない。地域総合機関としてでなく、むしろ社会教育機関として「分化」される必要がある。同時に、社会教育機関としての施設・設備が充実されなければならない。将来は市町村立公立公民館として正規の公民館ないし分館に切り替えられ、行政的配慮にもとづく社会教育施設の公的整備をはかる方向がとられるべきであろう。

社会教育機関としての性格を明確にすること、そのための施設・設備の公的拡充——このことが、町内・部落公民館の基本的な問題点である。これに関連して、そのほかのいくつかの問題点を簡単に整理してみよう。

(イ) 公民館をめぐる組織——町内会・部落会組織が公民館と癒着しがちであるため、地域住民のうち町内会・部落会を支えている層——特徴的にいえば、若年層より老人層、労働者・通勤サラリーマンよりも旧中間層、移動層より土着層、多数無関心層より一部有識者層——が公民館組織を形成している傾向が強い。ところによっては地域ボス層に公民館が牛耳られている場合も皆無ではない。都市は農村に比べて住民の移動がはげしく、ホワイト・カラーやブルー・カラー（労働者）が多数を占める。公民館のこれまでの固定的な顧客の枠をこわして、これらの新しい都市住民層にどこまで組織をひろげるかが重要な課題である。

(ロ) 公民館の活動——町内・部落公民館は、(1)一般行政の滲透のルートとして利用されるケース、(2)地域の共同体的な規制をうけるケースがきわめて多い。極端な例をあげれば公民館が納税督促の場となったり、あるいはお祭りや地区共有施設への寄付徴収の組織となったりしている。公民館がたしかに社会教育機関だ

とすれば、その主要な仕事は、むしろ住民の生活・学習要求をどう把握し、それを教育文化活動としてどう具体化するかということであろう。そういう意味では、公民館は上からの行政の下へのルートになるのではなく、下からの住民の生活・学習要求を上へのぼしていくパイプにならなければならない。

(ハ) 生活・学習要求の把握——地域内の住民の個別的な生活・学習要求がとらえられなければならない。これまで「住民」の要求や課題が問題にされる場合、一部住民の要求が地域住民総体の要求としておきかえられたり、そのような「住民要求」がそのまま「地域課題」と同一視して考えられたりする傾向がある。公民館が一定範囲を対象区域としているがゆえに、そこでの「地域課題」の把握がどうしても必要であるかも知れないが、せppかに「地域課題」を組みたてないで、やはり住民個々の課題をこそ基本にすべきであろう。これまで町内・部落公民館においては、これら住民の要求・課題を基本に据えるという視点が弱く、その把握のしかたにも問題があったのではないだろうか。

(ニ) 公立公民館との関係——住民自身の「自治」的な町内・部落公民館は、それがほんとうに自治的なものであれば、きわめて貴重な組織といわねばならない。しかし、これらの活動も、行政の「環境醸成」が貧弱であれば、充分な発展をのぞむことはむづかしく、逆に正しい「環境醸成」が用意されている場合は、さらに大きく発展することになる。そういう意味では、町内・部落公民館は、施設・設備・職員のみで公的に整備されている公立公民館とつねに有機的な関係をもたなければならない。むしろ、町内・部落公民館よりも、かかる公立公民館の拡充が先決であって、それを住民大衆に拡散していく下位組織として町内・部落公民館を位置づけることを考慮すべきであろう。

—— 類似公民館について ——

北九州市教育委員会社会教育主事 伊 藤 成 優

I 類似公民館の現状

社会教育法第21条に示す通り公民館を設置すべき者は市町村であるが、その財政的な問題などで同法第42条に基く類似施設を歓迎し、この助成策に出たところが多いようである。そして住民の盛上る声、力によ

って建設されたと称しているが実は公民館の本質を腹に入らぬままに或いは取違えた考えを持ったまま、（住民の側で）建設された例も多い、即ちそこに何等の助言も、行政指導もなかったかのように見受けられる場合も多いようである。

従って少し広い眼で見ると（地理的に）直ぐ目と鼻

の先に、(機能的に)公民館としての最少限の機能をも果しかねる様なものが建っていたり、その運営の理念もなく地元のボスの温床になったり、本来教育の場であるべきものが姿変して行政の拠点になったのではないかと思われるところもできているようである。

又類似公民館として在るべき姿が理解されていないためにか、その運営のための資金不足の訴え(助成金の要求)が今日教育委員会にハネ返って、一つの悩みの種となっているようである。

II 類似公民館の性格

(1) 公立ではない任意の公民館であるから

ア、管理運営は拘束されるところなく自由である(地区住民の意思できめられる)

イ、しかし公民館として本質的なものに変りはないはずである。

(2) 公立公民館のミニチュア判ではない。

いわば小地区(域)公民館で、地区住民の日常生活におけあ課題解決の場、社会教育、福祉活動実践の場であり、それこそ地区住民の仕合せな生活を創り出す話し合いの場、ミ茶の間ミであるべきである。従ってここで公立公民館で実施しているような大きな事業、例えば有名一流講師による講演会だとか、大学教授を助言者に招いた大がかりな催し等はやるべきではないと思われる。

(3) 類似公民館は公立公民館に代るものではない。

類似施設はあくまでミ類似ミであって……類似公民館網が立派だからもう公立公民館は建設の必要はないというようなことがいわれる場合があるが、少くとも現在では(何百年かさきでは別)その役割を

異にするものであり補うべきものとするべきものと思う。

(公立公民館は単に施設ではなく、自から教育活動を展開する機能が具有されるべきであるから)

(4) 類似公民館は公立公民館を中心とする一つの指導体系の中で生きてくる。

III 問題点

(1) その性格を正しく掴んでいない。

公立公民館の代用としている。

単に地域の集会所と考えている。

(本来の在るべき姿を求めよう)

(2) 運営組織がうまくできていない。

その館の運営組織を裏返すと自治会、部落会等の組織となっているような例をよくきかされる。

社会教育関係団体等との関連が正しくなされていない例が多いようである。

(公民館としての機能を果す態勢を考えよう)

(3) 事業活動が好ましい方向に展開されていない。

館の事業と地域(部落)の行事が未分化の例をよく見受ける。

公立公民館の小型判をやる傾向が多いように思われる。

(問題解決実践の場として、話し合いの場のハタラキをよく考え直そう)

(4) 公立公民館その他の公的機関との提携が考えられていない。

(自からの体制を確立して次には他との協調の上で立って事業展開をはかろう)

第3部門 地域住民の社会活動と学習活動を振興させるため 公民館はどうしたらよいか

■ 研究討議の主眼点

1. 社会活動について

- 1) 地域における新生活運動、明るく正しい選挙運動等はどのようにすす
められてきたか。
- 2) 運動をすすていくための組織と公民館との関係はどうなっているか。
- 3) 公民館がこれらの運動を推進していく上で当面する問題は何か。

2. 学習活動について

- 1) 家庭教育、青少年教育面でどのような学習や活動がすすめられている
か。
- 2) 家庭教育、青少年教育振興のために公民館はどのような対策を講じて
きたか。
- 3) 学級、講座等事業の実施と地域、家庭における学習や活動面でどのよ
うな問題があるか。

第7分科会 社会活動と公民館の関係

■ 実践現場の問題提起

住みたくなる町づくりをめざして

北九州市立浅生公民館館長 三 好 一 男

はじめに

新生活運動は時代の変遷に伴って生活を新しくするいわゆる生活改良生活向上運動であると規定されています。しかし過去の新生活運動を反省して見ますと花いっぱい運動、年末年始の虚礼廃止運動、生活簡素化運動として理解され、この進動が未だ末端まで浸透せず今日に至っていると思います。北九州五市が合併後、新市の方針として緑と太陽の住みたくなる町づくりのために町を美しくする運動が提唱され各区にその推進組織がつけられ、公民館を中心にしての実践組織が結成されつつあります。今や全市をあげてのその実践活動が展開されようとしています。当浅生地区も戸畑区の玄関としての美化につとめようという推進目標を設定してその実践活動をすすめています。そこで以下その現状と問題点を述べて見たいと思います。

(一) 浅生地区の概況について

当地区は戸畑区のはほぼ中心に位置し世帯数約 2,700 戸、人口13,000人をようし八幡製鉄戸畑製造所の操業開始に伴い主に工場街、社宅街、商店街として急速に発展し新戸畑民衆駅の完成と共に戸畑区の表玄関になっています。

(二) 現状について

昭和39年2月27日に公民館を母胎にして浅生地区内の関係団体を網羅して浅生地区国土美化推進委員会が結成され、花いっぱい活動推進委員会、清掃活動推進委員会の二つの推進委員会を中心にして活動を展開しています。

(1) 花いっぱい活動推進委員会

公民館において花いっぱい運動をみんなの運動にするためにはどうしたらよいかという事を話し合いその

話し合いの結果まず公民館にモデル花園を設定し地区の人々に花いっぱい運動を意識づけ動機づける事が先決であるという事になり、早速公民館関係者等の奉仕作業によりモデル花園を設定し北九州市の春秋の花園コンクールに参加し引続きその維持管理をすすめて、きれいな花を咲かせるために努力をしています。

(2) 清掃活動推進委員会

主に婦人会の協力を得て塵芥収集についての問題点の発見に努めコンクリートゴミ箱よりポリエチレン容器による収集に切替えるために啓蒙調査活動が始められ、やはり衛生的で合理的なゴミ箱収集のためにはコンクリートゴミ箱よりポリエチレンの容器による収集がよいという結論になり現在地区の三分の二の家庭がポリエチレン容器によるゴミ箱収集が行われています。又婦人会による消毒作業も展開されています。青少年団体を通じての不用ポスターのビラはぎ作業、老人会の定期的な奉仕活動が活潑にすすめられています

(三) 問題点について

騒音と煤煙、空地が少ない樹木、花樹木がちにくいという。

- (1) 立地条件からくる潜在意識と相まって運動に対する理解と関心がまだ不十分である。
- (2) 自主的な運動として展開されているが行政の仕事や肩がわりされているという素朴な抵抗がある。
- (3) この運動が自主的な奉仕活動であるので奉仕活動に対する考え方に落差と断層がある。

以上の問題点を排除しつつこの運動を推進する事によって地区の人々の一人一人の善意を掘り起しつつ近代都市社会における市民性を高揚し住みよい町づくりより住みたくなる町づくりへと前進させなければならぬと思います。

■ 助言者の問題提起

県社会教育主事 水 摩 安 正

地域における諸社会活動そのものとの考え方を考えるにあたって、問題を具体化するために、これを新生活運動・公明選挙運動に絞って、それらがどのような性格をもち、それがすすめられるにあたってどのような原理に拠っているか、運動として推進するにあたってどのような姿をとるのが適当であろうかなど、一応検討する必要がある。

公民館を「住民の学習活動」を「開発・援助」するための施設としてこれを把握するならば、新生活運動も公明選挙運動も、ともにこの「住民の学習活動」の範ちゆうに入る事柄として考えてよいではなからうか。

従って公民館における設備・施設・役職員の働き・諸事業もみなこれら「諸活動」と切っても切れない有機的な関係にあると考えてよいのではなからうか。

ただ住民の活動として公民館で展開される社会教育と、この社会活動の間に全然差異はないものであろうか。

同じ生活課題にとり組むにしても、その過程としての課題の設定・検討と解決・実践の各段階間に重点のおき方には差異はないであろうか。

又それがあってよいものだろうか。

このへんから公民館と社会活動との関係を探る手が

かりがつかめるのではなからうか。

又もしかりに公民館と社会活動の間に、密接な、有機的な、相関関係があるならば、それは公民館のどの部分にどのような形で関係するものであろうか。

公民館の施設が、設備が、職員の働きが、事業が具体的にどのように役立つか、又中央公民館・地区館・部落町内公民館とわけて考えた場合、それぞれがどのような形で運動に関係するものであろうか。

特に第2部門で討議される予定の部落町内公民館の生活は新生活運動の実践組織として見ることの可能性を示唆するように思はれる。

以上の諸項がここで討議究明され、公民館と社会活動の関係が明確になるならば、従来とかく分離しがちな、またもやもやとしていた両者の関係が清算され、すっきりした気持で地域社会教育が展開されることになると思はれる。

そしてそれは社会教育における内容的な総合と言ってもよいのではなからうか。

このような観念の整理は、社会教育推進の過程において極めて重要な事であり、この大会にとりあげてあえて一分科会を設けた意味もここにあると思はれる。

第8分科会 学習活動をすすめるために

■ 実践現場の問題提起

家庭教育学習の実際と問題点

福岡市東住吉公民館社会教育主事補 日 野 時 彦

1. ま え が き

学校教育依存の根強い傾向から脱皮するために、家庭が人間形成の基盤であることの意識をもたせる必要に迫っている。福岡市教育委員会では、昭和37年以来時代の進展に即応して、教育方針を示し地域性、地縁性から発生する身近な諸問題の解決に関係者は取りくんでいる。昭和39年度福岡市教育委員会が委嘱した家庭教育学級開設は24学級であったが、委嘱学級の外に婦人学級として、学習した学級も数多い。学習面で

の顕著なものは、子供に対する概念的な学習よりも、親自身そのものが親のものとして（人間として）学びとる姿勢が現われている。

- ・鳥飼公民館……現代における家庭教育の再検討、再編成をめざし、両親が新しい知識と技術を身につける。
- ・東住吉公民館……児童の心理発達過程を知り、それを基盤にして、わが子を見つめよう。
家庭教育学級が振興するにもなって
- ・学校、地域社会、家庭の連絡協調がスムーズにな

る。

- 家庭の孤立化から、社会の家庭としての認識が高まってきた。
- 然しながら、父親の参加が依然として少ない、昼間の開設ではやむを得ないかもしれないが、(夜間の開設では参加者がある) 母親から父親へ学習の内容が伝えられているものと信じたい。PTAが主体となって、開設している学級では父親の参加が多いようだ。

2. 福岡市東住吉家庭教育学級

- 対象……両親のいずれか。
- 学習目標……児童の心理発達過程を知り、それを基盤にしてわが子を見つめよう。
- 学習目標の展開
網羅的な学習の主題をさけて、児童心理を中心として系統的な学習内容を展開した。(学習プログラム参照)
- 学級生数……父親3名 母親41名 計44名
- 時間数回数……90時間 15回
- 学習の場所……東住吉公民館
- 開設からみた効果
 1. 学校、家庭の有機的な連絡提携いがとれるようになった。
 2. 家庭教育の重要性が認識された。
 3. 「隣りある町づくり」の提唱運動が理解されつつある。
 4. 学級修了生が一つの核となって、小グループのリーダーになりつつある。
 5. 講師提供の資料をプリントにして、配付し展開に供したことは、事前事後の学習に非常によい効果をもたらした。
 6. 系統的学習によって一貫した内容を理解することが出来た。
 7. 学習記録を学級生が輪番制で記録し、記録の感想を必ず記入したため学級生の意識を確認することが出来た。又この記録を学習日に朗読発表することによって学習意欲を高めるに役立った。
- 実施上の問題点
 1. 学習内容
地域性、地縁性から発生する生活に身近かな課題にとりくむ必要がある。
 2. 教材
プリント以外の教材(映画録音テープ等)の積極的活用が必要であった。

3. 出席について

夜間の開講は主婦にとって重荷であった。季節的配慮が必要であろう。
父親の参加が非常に少なかった(出席した父親の受講態度や積極的な発言は非常によかった。
)若い母親の参加が少ない。

4. 実施回数時間について

延15回の回数は適当だったが、1回の時間2時間は短かいので十分な学習方法が講じられなかった。

• 今後改善を要する点

1. 学級編成について

グループ学習(特に小地域によるもの)集団の開設。

中央学級の開設(小グループが年2回位合同集合し、学習の実践研究の発表や相互学習を行う)

2. 教材について

映画録音テープ等の積極的活用

3. 学習計画について

学習の領域が広いので、年次計画にもとずき、段階的な学習計画が必要である。

4. 学習

実践活動、調査活動の積極的な学習展開が必要である。

5. 出席について

昼間の学習にしたい。(母親対象)

1回の学習時間は3時間位にしたい。

(この場合父親の参加はほとんど皆無であろう)夏期、冬期は極力さける。

6. 未参加者への周知について

広報活動を通じて常時啓発を行なう。

(上記のグループ学習集団で幾分でも解消するだろう)

7. 学習効果の普及拡大について

学級生として学んだ人たちは、自からの自己学習の手段として効果あらしめることは論をまたないが、未参加者への周知をかねて、学級修了生が中心(リーダー)となり近隣の人たちに対し、学習の内容やその効果を知らしめる新しい仕組みを考える必要がある。

——学習プログラム——

※学習目標……児童の心理発達過程を知り、それを基盤にしてわが子を見つめよう。

月日	学 習 課 題	時間数	学 習 方 法	利 用 教 材 等 の 名 称	備 考
7 9	学級開設のための運営委員会を構成する	2.00	話し合い		メンバー 5名 講師1 男1 主事1 女2
15	地域住民の希望と問題点を整理し学習主題を設定	2.00	〃		専任講師 東住吉中学校長 橋口 運 平
8 6	開 講 式 (魔術的童話の時代)	2.00	講 義 話し合い	プ リ ン ト	〃
20	本能続出時代	2.00	〃	〃	〃
27	自律時代から個性傾向の確立まで (真実にふれさせる教育)	2.00	〃	〃	〃
9 11	〃	2.00	〃	〃	〃
18	躰に対する親子の態度	2.00	〃	〃	〃
22	話し合いの姿を知ろう	2.00	〃	プ リ ン ト 画 映 (娘の手紙)	社教主事補 日 野 時 彦
29	躰に対する親子の態度	2.00	〃	プ リ ン ト	橋 口 校 長
10 2	〃	2.00	〃	〃	〃
9	子供の正しい躰け方 家庭教育の在り方	2.00	〃	〃	〃
15	〃	2.00	〃	〃	〃
26	心情検診と心情質変調の治療	2.00	〃	〃	〃
11 4	〃	2.00	〃	〃	〃
10	〃 (閉 講 式)	2.00	〃	〃	〃 (反 省 会)

■ 助言者の問題提起

「るす家庭児童」対策について

福岡県青少年問題協議会次長 下 川 宏

一、緒 言

昨年、公表された厚生省の「全国家庭児童調査の結果は、現在るす家庭児童がどんなに多いかを裏付ける有力な資料の一つである。それによりますと、全国の母親の半分以上が家事以外の労働をしており、その四分の一が一日10時間以上も働いている。共働き現象が、各階層で進んでいるのである。ほとんどが「生活を支えるため」だが、父親の収入で一応の生活ができる場合でも、母親が働いている例が多い。かつ、母親の進出を促がす職場がふえているため、家庭教育の機会と場に恵まれぬるす家庭児童の数が多くなるのは当然である。

このるす家庭児童の対策は、国家的にはほとんど講じられていない。留守家庭児童の問題と非行少年の問題を、簡単に結びつけるのはもちろん誤りだが、両者に関係があることを示す資料が多い。

二、県 の 調 査

るす家庭児童の数については、この問題に熱心な府県或は市、町村で調査されている例が若干あるが、全国的な数字はまだどこにもない、北九州市では昨年調査されている。福岡県では、本年二月に県青少年問題協議会、県教育委員会共同で、この留守家庭児童の一斉調査を実施した。そのときの留守家庭児童の定義は「両親またはこれに代る者などが毎日あるいは数日家を離れて働くその日数が、一年間に180日以上に達し、もしくは達すると判断される家庭の児童生徒であって、学校から帰宅しても夕刻まで監護する者がひとりもないので放任されている児童生徒」とした。

調査の結果の一部は下表のとおりである。

	市 郡 別	在 籍 生徒総数	該当総数	率 (%)
中 学 生	筑 紫 郡	6,489	988	15.2
	筑 後 市	2,843	303	10.7
	田 川 市	6,487	870	11.8
小 学 生	筑 紫 郡	11,482	1,658	14.5
	筑 後 市	4,531	573	12.6
	大 牟 田 市	23,785	3,513	14.7

三、「るす家庭児童」対策について

前項の調査の結果を待って、県、県青少年問題協議会及び関係各機関、各々の立場で連繫を密にして策定すべきものであるが、およそ考えられる項目の概要は次のとおりであろうと思われる。

(1) 地域指導者の活動

児童委員、子ども会、育成会、PTA、老人クラブ、婦人団等に所属する地域指導者、その他民間指導者は、自宅集会所、公民館、その他適当な場所を選びるす家庭児童を集めて、その親が帰宅するまで、その子どもの指導をするようにすること。

(2) 神社、寺院、保育所等の開設

これらのところでは、るす家庭児童が安全に、遊び過せるよう、その広場や施設を開放提供するとともに、その管理者が進んで地域の民間指導者となり、これらの児童の指導を行なうようにすること。

(3) 児童館の設置と、その活用

市町村は児童館を設置し（あるいは既設の建物を児童館として改築する）対策の一環としてこれを活用する。

(4) 学校における指導

ア、小、中学校、夕刻までの時間開放する指導
イ、教師（指導員）

(5) 子ども会活動の日常化

(6) るす家庭児童の家庭は児童のたまり場となりやすいので親において近隣の人（民間指導者その他）と連絡しておき善導に努めること。

(7) 学童保育所の開設についての検討

「愛のひとこと」運動について

県青少年問題協議会では本年度の運動目標として「愛のひとこと運動」を提唱している。その要領は次のとおりである。御賛同の上、具体的運動方法等についてお話しを願えれば幸である。

「愛のひとこと」運動実施要領

一、越旨 40年度に展開する青少年保護育成運動の一環として両親をはじめ年長者が良識ある社会人として行動するとともに青少年をいたわり、はげます「愛のひとこと」運動を関係団体ならび社会一般の協力により、年間運動として実施して広く県民全般の関心と自覚を高揚するものとする。

- 二、各種 「愛のひとこと」運動
- 三、実施期間 昭和40年5月1日から昭和41年3月31日まで
- 四、スローガン ひとの子にも「愛のこぼし」をかけましょう
- 五、主唱 福岡県青少年問題協議会
市、町村青少年問題協議会
- 六、計画の樹立および実施
県、市、町、村青少年問題協議会は越旨が各家庭ならび地域社会に浸透するよう、あらゆる創意の普及活動を行なうとともに、関係機関団体と協議のうえ、それぞれ適切な計画を立て、その推進にあたる。
- 七、実施事項
つぎの青少年をみたら、せめてこれだけは、みんな、つぎの要領で、こぼしをかけましょう。
- (1) 明るい家庭、職場
 - ・お手つだいや仕事、よいことをしている青少年をみたら、
「よくやるね、いい子だね、ありがとう」
 - ・悩んでいる青少年をみたら

- ひとことの励ましのこぼしをかけましょう。
- (2) 公德心の高揚
 - ・公園や駅でエチケットを守らない青少年をみたら。
 - ・車内でエチケットを守らない青少年をみたら。
 - ・守っている青少年をみたら。
「エチケットを守りましょうね」
「よいことをしたね」
- (3) 事故防止
 - ・交通規制を守らない青少年をみたら。
 - ・危険な場所で遊んでいる青少年をみたら。
「規制を守りましょうね」
「ここで遊んでは危険ですよ」
- (4) 非行防止
 - ・夜遊びをしている青少年をみたら。
 - ・酒、たばこ、睡眠薬等をのんでいる青少年をみたら。
「はやくお帰り、お家の人が心配していますよ」
「そんなもの、のんではいけませんよ」

学 習 活 動 に つ い て

県社会教育主事 柴 田 広 吉

1. 学習活動の現状と問題点

公民館の施設・設備・職員の整備状態にもよろうが公民館における学習活動は、それぞれの公民館によらずいぶん落差がおおきくにみられる。

特に地域の変ぼうが急激におとづれ住民の生活構造をかえた関係で、学習活動はいよいよ困難になってきたように思われる。

(1) 学習活動の不振

公民館の事業としての青年学級に新たな活路を見いだしたところ、成人学校・成人学級の職業技術・生活技術を内容としたコースを設け、学習活動に魅力をつないでいる公民館もあるようである。

しかしその参加者は、全住民からいえばごく一部分にしかない。学習活動に創意と工夫をこらしているところを除いては次第に不振をまねいている。

全市町村を通じて、家庭教育に対する取り組みは活発になったが、生産の中核的存在である男子成人の参加は依然として低調である。諸講座では、年間5～6種類の講座を開設しているところから、2～3種類の

講座が設けられているといった具合で、地域によって定期講座開設の意欲や住民の講座講演の利用態度は、さまざまである。

公民館が地域社会の文化センターとなるにはまだ程遠いものがある。

そのみか、農村における青年の離農離村によって青年学級の運営は著しく困難をきたしている。昨年から新たに家庭教育学級が開設されているが労働力の過重・生活の多忙さ等が原因で、学習に参加できない婦人層が多くなった。

女子青年の学習活動で特異な現象は公民館での金のかからない学習活動よりも、金は払っても役立つものへ、参加するといった考え方がでている。

また、実益になる学習には参加するが、そうでないものは見むこうとしない。

このようなことを見きましていると、次のようなことを考えさせられる。

ア、学習活動の内容は、住民の生活欲求に合致しているだろうか、住民の生活速度にみあっているだろうか。

イ、どこまでその内容が多くの人を満足させ、ひきつけているであろうか。

ウ、学習に参加した人が、受身でなく、学習し得たことを、主体的にどのようにいかしているだろうか。

ウ、複雑多様な住民の欲求に答える講座が設けられているだろうか。

エ、問題解決をたすけるための図書資料は整備されているだろうか、

このようなことを、参加者の立場にたっていま一度評価してみよう。

(2) 学習活動に新しい芽生え

うえとは反対に、量的にはすくないようだが、専業農家が農業経営が個人の努力ではどうにもならない段階から目ざめ、生産グループによる共同学習によって、共同経営の精神を学びとろうとしているところもあらわれている。

福岡市・甘木市の勤労青年学校が企業側と協力し、定員を越える生徒を確保していることも、現状からいっては珍しいことである。田川市の成人学校には5～6の学習コースが設けられているが、各コースとも学習活動は活発であるときいている。

ここで考えさせられることは、切実な学習欲求に答えるための対策を、公民館（個々・主事会）で研究することが緊急に必要なになっている。

2. 学習活動の振興の方向

内部的に外部的に、施設としての条件を整備する努力を積みあげる必要があるが、次の事項はこれからの重要な課題であろう。

(1) 社会教育における公民館の位置づけ

社会教育には、住民自らの行なう社会教育（個人・団体）と助長するための社会教育との二面が考えられるが、その基盤はどこまでも住民の生活におかれなければならないだろう。そのために公民館は、住民個々の具体的な生活課題（地域課題を含み）解決のための相談機関・協力機関という位置づけが必要と思う。

また社会的要求として、行政機関が意図する、地域の社会教育の振興のあてにむかって事業を立案計画し実施する社会教育機関でもなければならぬ。勿論それにしても地域住民の生活を離れてはなりたない。

この面で後者に「ウエート」がおかれすぎると、学習活動は活気を失うことになりかねない。

(2) 住民とともにある公民館職員の姿

社会教育は、住民の生活を中心的な柱としているので、公民館は住民の行なう社会教育の条件をつくるのが先決と思われる。

そう考えると公民館職員は、住民へ「サービス」す

る立場にあるといえよう。

住民とともに生活し、住民ともになやみ、住民とともに考えるところに公民館の意義がある。住民の生活を知り、住民のなやみを理解し住民の問題を解決するために、先ず対象をいかに把握し組織だてていくかを考える必要があろう。

(3) 対象の把握と、生活課題の発見

住民の生活をはなれた学習活動はみのりうすであることを思うと、先ず何よりも必要なことは、社会の進展に伴ない変ぼうした対象を、質量ともに正確に把握し、その生活上の問題をきめこまかにつかみ認識することが大切であろう。その生活上の課題は複雑であろうが整理し、解決の方向を思索しみいだし、問題解決の条件を整備していくことが肝心ではなからうか。

しかし、現在の公民館の物的人的組織ではどうにもならないではないかといわれよう。なるほど最もなことであるが、物や金がないからといってほってはいられない。条件が悪ければ悪いで対策を考えねばなるまい。

具体的な方法として、公民館運営協力組織を設けることなど、いかがなものであろうか。この組織の中でいろいろな機関団体の接触融合がはかられたとしたらそれぞれの社会教育的活動が総合的に展開されることになり、はては公民館がそれらの学習活動の総合的計画の編成者としての役割をはたすことになりはすまいか。

次に公民館で、まず意欲的なグループをつくって、多くの学習活動の核となす方法も一策ではなからうか。

団体活動に小集団活動がとりいれられ、組織や活動の近代化が図られているように、公民館においても、小地域の公民館活動を育成する方策が、公民館活動の問題解決の一方法として考えられてもよきそうなのである。

公民館運営の近代化は、このような運営の科学化・民主化と教育的配慮によって、進められるであろう。

以上あれこれ、学習活動の振興のために、問題を提起したが、要するに公民館における学習活動は、このあたりで住民の自らの行なう社会教育の立場を住民自身に認識させる必要があろう。従来のようにお客さま的学習態度から、自ら主人公になる。学習活動の姿勢に立ちむかわすべきではなからうか。

対策としては、公民館が地域住民の変ぼうした生活実態を正確に把握理解し、生活と結びついた学習活動が行なわれるよう計画的組織的に条件整備することが必要であろう。

この学習の過程において、地域住民は体験を通じて

公民館の重要性を認識し、公民館の役割を理解し、ひいては公民館が施設としての機能を十分発揮できるよう希求してくると思う。（視聴覚器材・図書…実習室・青年の憩いの場・家庭・育児相談室……等の整備、職

員の充実・身分保証等）

それは遠く廻り道のようにあって、実は近道ではな
かろうか。

＝ メ モ ＝



筑後市 船小屋

船小屋温泉旅館組合

加盟旅館26軒

科学センター・MS気望台
熱帯魚センター・龍宮城

技術のサービス社

株式会社 佐藤商会

筑後市大字山の井70
TEL 筑後 2562

⊕ 理科機械
A.V.E、教具、教材

教科書、書籍、参考書
パイロット万年筆
ヘンミ計算尺
趣味の陶芸品

株式会社

あべ書店

筑後市羽犬塚町

電話 { 本店 2256
支店 2735

輸出広巾綿布
先染広巾綿布
久留米縞其の他綿スフ
織物


製造

西牟田織物工業
協同組合

TEL 筑後局 3713
筑後市大字西牟田

●八女・黒木線	◎スクールバスの運行をご利用下さい 学校	●山川線	○普通車科…六週間 四週間 ○軽四輪科…四週間	短期卒業
●瀬高・柳川線		●久留米線		
●大川線		●荒木線		

毎週金曜日入学




**県公安委指定
実技試験免除**

全コース舗装完備 (宿舍完備)
 夜間照明新車完備
 合格率 100%

筑後自動車専門学校
筑後市宗太郎町(筑後運転試験場前) TEL(筑後)2453

快適な行楽には


堀川の貸切バスで



お申込み
お問合せは

堀川自動車株式会社

観光課(八女)	2	1	1	1
久留米(3)	1	2	4	8
柳川	2	8	3	5


八千代食品工場
 製造種目 パン・菓子・麺
 教育庁指定・学校給食パン専門

福岡県大川市鬼古賀
 電話(大川)二八二八番

日帰りでも低廉気安く豪華な温泉気分を

清流矢部川に臨む **白亜の殿堂**

2階 男女大浴場 3階 4階 屋上からの眺望絶佳

春	夏	秋	冬
堤防の桜並木 樹令300年の大楠 林 中の島公園	清流に金鮎 水泳場 観光橋	飛型山 紅葉の櫛林	湯煙たなびく 清澄静寂な 田園温泉

温泉に浴して効き
飲んでよくきく天然炭酸泉

暖冷房完備 **船小屋温泉センター**

TEL 筑後局 3175

生徒募集

《短期合格》

- ※ スクールバス運行
久留米・瀬高・柳川・北山方面
団体向けスクールバス用意有
- ※ 筑後試験場と同コース
(1コースから6コースまで)

随時入学



◎車種

普通車…免許取得まで…14,000円 (チケット制有)
軽四輪… “ “ 8,000円

◎教習時間 AM 8.00 ~ PM 9.00 (土曜・日祭日も教習致します)

免許取得まで責任指導・筑後経理専門学校指定

南筑後自動車教習所

筑後市野町 500 TEL 3622

- 国鉄花宗駅下車…徒歩5分
- 西鉄野町バス停下車…徒歩1分



ナカガワのパン

株式会社 中川ベーカリー

本社 三潞郡城島町城島 TEL 238
事務所 工場 筑後市船小屋 TEL 2165-7
営業所 佐賀・柳川・大川・クルマ・大牟田

新発売!

新しいタイプの
新しい味!



□1袋2人前 ■強力栄養スープ付
即席福島ラーメン



フクシマの
葉緑素ワントン入り



姉妹品 福島ラーメン・キンクララーメン
姫そば・ナイスカレーラーメン

福島製粉製麺有限公司

福岡県八女市大字 458 TEL(八女)2161

映画フィルム貸し出しのご案内

福岡県貯蓄推進委員会

福岡県貯蓄推進委員会（事務局—日本銀行福岡支店）では、県民のみなさんに生活改善と貯蓄との深いつながりを知っていただくため、これからの家族関係を扱った明るい劇映画や生産・消費の合理化を扱った記録映画、学習用スライドなどを準備して公民館・婦人会・青年団・子供会などの各種集会に無料でお貸しいたしておりますから、ご利用願います。

なお、貸出しご希望の向は、下記へお申し出下さい。

日本銀行福岡支店

福岡市天神4丁目2番1号

電話 福岡 74 - 2031 (代表)

日本銀行北九州支店

北九州市小倉区紺屋町207の3

電話 小倉 53 - 3581 (代表)

主な映画とスライド

アメリカの家庭生活		父と母とその子たち	劇	53分
第1部 子どものしつけ	記録 (カラー) 32分	土と愛	劇 (カラー)	75分
第2部 おかあさんの仕事	記録 (カラー) 28分	石ころの歌	劇	62分
第3部 アメリカの若い農家	記録 (カラー) 30分	青年の虹	劇	59分
東京の空の下	記録 28分	現代家族	劇	58分
ヨーロッパの暮らし	記録 (カラー) 45分	愛情屋台	劇	58分
こども銀行	記録 31分	素晴しき旧婚旅行	劇	30分
火山灰地	記録 (カラー) 30分	三等賞の小山羊	劇	41分
西ドイツの村づくり	記録 (カラー) 28分	限りなき友情	劇	30分
前向きの農業	記録 25分	おしどり家計簿	劇	31分
北海に生きる	記録 40分	考える農業	経済解説	32分
おかあさんの学	記録 29分	家計簿のつけ方 (1~5巻)	スライド	363駒

(この他にも多数用意してあります)

— あすのしわせ そだてる貯蓄 —

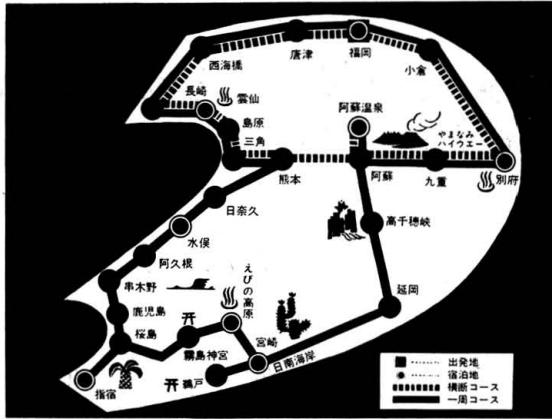
好評…お一人でも気軽に乗れる

九州 バスツアー



●福岡⇒小倉⇒別府から毎月運行

九州が誇る国立・国定公園の自然美、壮大な景観に溢れるやまなみハイウエー、九州のすべてを觀賞できるデラックスなバス旅行。



●九州横断・やまなみ・2泊コース

出発毎月・5・15・25日 料金 大人12,500円 小人11,500円
乗車地・福岡バスセンター10時・小倉駅前西鉄案内所12時・
西鉄別府案内所翌日8時

●九州一周・ひのくに・7泊コース

出発毎月・10日 料金 大人 32,000円 小人30,000円
乗車地・九州横断コースに同じ

関東・関西地区からのご利用者のために、国鉄・日航・関西汽船を
考えて出発時間を設定していますので、その日にご乗車できま
す。

●お申込・お問合せは

全国各地の日本交通公社営業所・関西汽船交通社の各営業所
東京 TEL (272)2428・大阪 TEL (203)3636・横浜 TEL (20)3564
名古屋 TEL (97)8333-4・神戸 TEL (33)6767・福岡 TEL (74)
0565・小倉 TEL (52)1882・別府 TEL (3)1111の各航空観光営業
所ほか各地の西鉄案内所、福岡・筑豊・久留米・北九州の西鉄自動車
営業所

美しい心が
やさしい人をつくる
やさしい心が
あかるい街をつくる
あかるい街路灯が
さらに……………
やさしい人を
美しい街を
あかるい
街をつくる

街路灯お取り付けのご相談は最寄りの
営業所にお気軽にお越しください

九州電力株式会社

取締役 赤羽善治
社長

== ヌ ㄗ ==

== ヌ ㄗ ==



講習会・パーティ・講演会…が
イキイキと
楽しさを倍加します！

ナショナル

ワイヤレスアンプ・ワイヤレスマイク

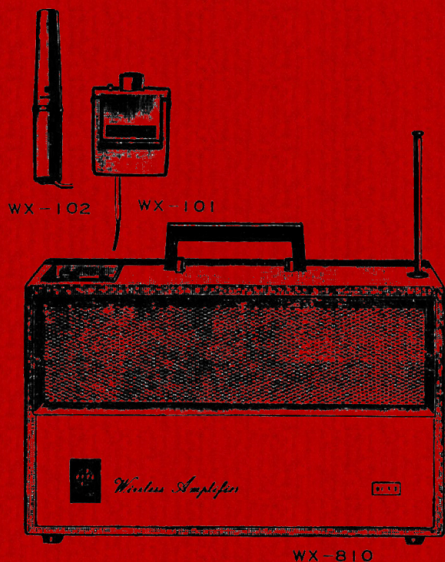
マイクの位置にしばられないで、話したり、歌ったり…しかも、会場のスミズミまで、ハッキリ声がおもる…ワイヤレス・アンプ、マイクは、集会をぐんと楽しくします。

ワイヤレス・アンプ

●片手で持ち運びできるスーツケース型。●配線はいっさい不要なので、設置が簡単。●外部端子が使えるので、出力の増強、テープへの録音なども可能。●WX-850は乾電池・蓄電池・交流電源のいずれでも使用可能。

ワイヤレス・マイク

●使用中も動さまわれる小型・軽量の無線マイク。●首からさげるWX-101型、インタビュー向きハンドマイクWX-102など。●音質のすぐれたコンデンサマイク。



ワイヤレス・アンプ

WX-810 正価 30,000円

WX-850A 正価 40,200円

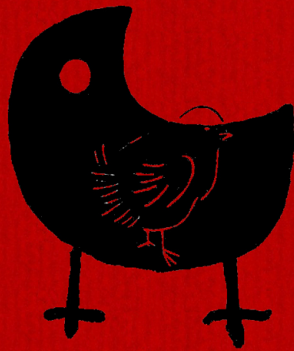
ワイヤレス・マイク

WX-102 正価 22,800円

松下通信工業 WX-101 正価 14,800円

●お問い合わせは…

松下電器産業(株)九州特設営業所	福岡市上小山町4-7	電話 福岡 2-3331
松下電器産業(株)九州特設営業所 北九州出張所	北九州市小倉区鍛冶町7-101	電話 小倉 53-5121
松下電器産業(株)九州特設営業所 南九州駐在所	熊本市大江野九品寺580(南九州営業所内)	電話 熊本 4-1101



九州の名菓 子よひ

福岡市新天町入口	電	747300・7227
福岡市渡辺通1丁目	電	53 4 1 5 2
福岡市西新町商店街	電	82 0 4 9 1
博多ステーションビル	電	2 3 8 2 7
飯塚市本町	電	飯塚 2 0145
小倉ステーション	電	53 0 0 8 8
戸畑ステーション	電	88 5 6 1 5
八幡区中央町	電	68 6 1 2 0

吉野堂